

柏市議会令和8年第2回定例会会議録（第4日）

○

令和8年6月11日（木）午後1時開議

議事日程第4号

日程第1 質疑並びに一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（33名）

1 番	矢 澤 英 雄 君	2 番	田 口 康 博 君
3 番	福 元 愛 君	4 番	若 狭 朋 広 君
5 番	内 田 博 紀 君	6 番	永 山 智 仁 君
7 番	上 橋 しほと 君	8 番	北 村 和 之 君
9 番	小 川 百合子 君	11 番	渡 邊 晋 宏 君
12 番	桜 田 慎太郎 君	13 番	平 野 光 一 君
14 番	武 藤 美津江 君	15 番	佐 藤 浩 君
16 番	林 紗絵子 君	18 番	渡 辺 裕 二 君
19 番	伊 藤 誠 君	20 番	小 松 幸 子 君
21 番	塚 本 竜太郎 君	22 番	阿比留 義 顯 君
23 番	円 谷 憲 人 君	24 番	後 藤 浩一郎 君
25 番	末 永 康 文 君	26 番	渡 部 和 子 君
27 番	山 田 一 一 君	28 番	松 本 寛 道 君
29 番	岡 田 智 佳 君	30 番	中 島 俊 君
31 番	林 伸 司 君	33 番	田 中 晋 君
34 番	助 川 忠 弘 君	35 番	古 川 隆 史 君
36 番	坂 卷 重 男 君		

欠席議員（1名）

10 番 村 越 誠 君

説明のため議場へ出席した者

〔市長部局〕

市 長	太 田 和 美 君	副 市 長	染 谷 康 則 君
副 市 長	山 田 大 輔 君	下水道事業者	飯 田 晃 一 君
危機管理部長	熊 井 輝 夫 君	総 務 部 長	鈴 木 実 君
企 画 部 長	小 島 利 夫 君	財 政 部 長	恒 岡 厚 志 君
広 報 部 長	吉 田 みどり 君	広 報 部 理 事	宮 本 等 君

市民生活部長 永塚 洋一 君
健康医療部理事 真田 理江 君
福祉部長 矢部 裕美子 君
環境部長 稲荷田 修一 君
都市部長 坂 齊 豊 君
土木部長 内田 勝範 君
会計管理者 田口 大 君

〔教育委員会〕

教 育 長 田 牧 徹 君
生涯学習部長 宮 本 さなえ 君

〔選挙管理委員会〕

事 務 局 長 山 岡 康 宏 君

〔農業委員会〕

事 務 局 長 関 野 昌 幸 君

〔監査委員〕

代表監査委員 中 山 浩 二 君

健康医療部長 小 倉 孝之 君
健康医療部理事 岡 村 秀 明 君
こども部長 依 田 森 一 君
経済産業部長 松 澤 元 君
都市部理事 平 久 和 則 君
消 防 局 長 本 田 鉄 二 君
上下水道局理事 後 藤 義 明 君

教育総務部長 中 村 泰 幸 君
学校教育部長 平 野 秀 樹 君

事 務 局 長 渡 会 美 保 君

職務のため議場へ出席した者

事 務 局 長 渡 邊 浩 司 君
議事課課長補佐 藤 井 淳 君
議事課係長 松 沢 宏 治 君
議事課主任 小 川 熙 君

次長兼議事課長 石 田 清 君
議事課係長 坂 田 智 文 君
議事課主任 野 方 彩 加 君
議事課主事 長 瀬 めぐみ 君

○

午後 1 時開議

○議長（坂巻重男君） これより本日の会議を開きます。

○議長（坂巻重男君） 日程に入ります。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第 1、議案第 1 号から第 17 号についての質疑並びに一般質問を行います。

発言者、武藤美津江さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔14 番 武藤美津江君登壇〕

○14 番（武藤美津江君） 日本共産党の武藤美津江です。初めに、市長の政治姿勢について伺います。5 月 3 日の憲法記念日に東京都江東区、有明防災公園で開かれた集会には 5 万人が集まって、憲法を守れ、憲法を暮らしに生かせ、戦争反対という声を上げました。柏では 5 月 5 日、柏市民文化会館大ホールにて第 17 回柏市民憲法集会が開催され、800 人が参加しました。太田市長からもメッセージが寄せられました。この中で市長は、世界に目を向けてみると依然として世界各地では紛争が続き、多くの人々が犠牲となっています。こうした犠牲に対して私自身も憂慮しており、平和を希求する憲法の理念の大切さをこれまで以上に痛切に感じる時期にありますと述べられております。高市首相は、自民党の党大会で、憲法を変えるときがきた。

来年の党大会までには憲法を変える発議をしたいとまで言っています。１点目、市長は憲法の理念の大切さを痛感されているとおっしゃっています。公務員の憲法擁護義務が示されている憲法99条の立場に立って、柏市として明確に憲法９条を守る立場で憲法を変える必要は認めない、憲法を生かした政治を行うよう国に求めてほしいが、どうか。２点目、前議会で企画部長が憲法遵守に関しましては、国会での議論に加えまして国民投票による国民の判断も必要になってくるかと思うという答弁をされていますが、国民投票そのものが憲法を変えることを前提として行うものであり、基本的人権の尊重、国民主権、恒久平和主義等の日本国憲法の基本的原理を堅持する憲法を遵守する立場に立っていないのではないかと考えますが、どうですか。

次に、国民健康保険事業について。１番目、国民健康保険料の値上げ中止を求めて質問します。近隣市を調査しますと2026年度子ども・子育て支援分を除いて値上げをしなかった自治体は、流山市、市川市、浦安市です。カメラお願いします。こちらは、国保料の比較です。40代、所得250万円、配偶者は所得なしで、子供２人の４人家族で国保料の比較をしてみると、我孫子市が一番高く、48万2,300円、次が船橋市で43万8,760円、３番目に高いのが柏市で43万7,900円です。一番安いところは市川市で34万9,500円です。柏市と市川市を比べると８万8,400円も柏市の保険料が高いということです。カメラ終わります。１点目、同じ収入でこれだけ差があるということを柏市はどのように感じているのか。２点目、我孫子市を除いて他市では一般会計から繰入れを行っています。柏市は、一般会計から基金に積み立てて、基金からの繰入れを行う方法を取っています。基金への繰入れをさらに増やし、保険料の値上げを中止してはどうか。２番目、マイナ保険証についてです。１点目、近隣市を見ても国保加入者でマイナ保険証にひもづけしている方は平均67.4%。残りの32.6%の方は資格確認書です。柏市でマイナ保険証が利用できない薬局や医療機関はありますか。２点目、後期高齢者医療保険では、これまで75歳以上の方は全て資格確認書を交付していたのに、85歳からの交付になりました。年齢にかかわらず、後期高齢者医療保険も国民健康保険も全ての加入者に資格確認書を交付すべきです。どうか。

３番目、障害者支援についてです。１点目、福祉タクシー券の助成額の引上げを求めて質問します。柏市の福祉タクシー券は、タクシーを利用するときに迎えに来てもらうための迎車料金を含めて720円上限で助成をしています。しかし、迎車料金が導入されたときは300円でした。それが400円になり、今年の３月16日にタクシー料金の値上げに伴って迎車料金が500円に引き上げられました。ある方は、自宅から市立病院に行くのに今までは自己負担が490円で済んだのに680円に増えてしまった。中央公民館へ行くのに760円から950円になった。月10回はタクシーを利用する。タクシー券の助成金を引き上げてほしいと訴えられました。障害を持っている方は、どうしてもタクシーを利用する機会が多くなります。物価高騰の中で生活が苦しくなっています。助成金引上げを行うべきではないか。２点目、福祉タクシー券の助成があったサービス付高齢者向け住宅に住んでいる方が令和８年度４月から対象外となりました。なぜ対象外とされたのでしょうか。対象から外された方は何人いるのか。３点目、カメラお願いします。こちらは、燃料費助成を利用している方に届いた令和８年度から柏市中心身障害者自動車燃料費助成における助成単価が変更になりますというお知らせです。ガソリン税の暫定税率の廃止に伴って燃料費の助成額の見直しを行いますということで、今までではガソリンでリッター54円の助成額が29円に減額されています。軽油ではリッター33円が15円に減額です。燃料費の助成は、最大600リットルです。リッター54円で600リットルだと３万2,400円です。それが29円に減らさ

れて、600リットルだと1万7,400円なので、1万5,000円の減額です。本人の負担額、実質変更なしとありますが、暫定税率分の廃止で助成額がなくなったので、その分燃料価格自体も引き下げられると書いてありますが、実際にガソリン代は下がっているのでしょうか。下がるどころか高くなっています。近隣市では、暫定税率の廃止に伴って燃料費の助成額を減額している市はありません。助成額の減額をやめ、せめて元に戻すべきではないですか。4点目、次お願いします。こちらは、流山市の障害者等見守り事業のどこシル伝言板です。衣類にアイロンで貼る洗っても落ちないラベルと持ち物に貼る暗闇で光るシールを配付しています。このように衣類にラベルをつけたり、持ち物にシールを貼ったりします。次お願いします。こちらが手続の仕方です。初めに事前登録をして、登録シートを作成し、情報登録後、QRコードのついたラベルとシールが配付されます。そのラベルとシールを衣服や持ち物に貼ります。行方不明やけがをしたときなど、QRコードを読み取り、保護者や事務局に通知が行くようになります。発見者と保護者がやり取りをして対応できるようになります。カメラ終わります。柏市でもこのような見守り事業を行ってはどうか。

4番目、高齢者支援についてです。12月議会で採択された高齢者の補聴器購入費助成について伺います。柏市は、請願が採択されたことは重く受け止めていると言いながら、新年度予算にも今議会の補正予算にも予算の計上はありません。12月議会に請願を提出した難聴者が元気になる会の皆さんは、4月3日に高齢者支援課との懇談を行いました。この中で、柏市はどのような事業にしたら市民の皆さんに御理解をいただけるのか検討していると述べられました。

1点目、いつまで検討しているのか。2点目、3月議会では塚本議員の補聴器助成と認知症予防の因果関係を調査するため、市独自に実証実験を行ってはどうかという質問に対し、市独自の実証事業といった取組を含め検討するという答弁がありました。どのような実証事業をするのでしょうか。3点目、補聴器助成制度は今年の5月1日現在で全国649の自治体に広がっています。県内では20の自治体が既に実施しています。カメラお願いします。こちらは、山梨県の正しく知ろう耳の聞こえと補聴器というリーフレットです。耳の聞こえをチェックして、当てはまらない方はAです。次お願いします。Aの方は、加齢性難聴を予防するためには動脈硬化を予防しようとか、耳に優しい生活をしましょうということが書いてあります。1つ以上当てはまった方はBです。Bの方には耳鼻咽喉科へ受診勧奨をしています。そして、補聴器を購入する前にということで、補聴器購入費の助成を紹介しています。次お願いします。こちらは、香川県の補聴器購入費助成のチラシです。聞こえが気になる65歳以上の方へ補聴器の購入費を助成します。今年の5月から香川県でも助成を始めました。カメラ終わります。このように、東京都の高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業に続いて、昨年山梨県が、今年からは香川県も高齢難聴者の補聴器購入費助成を始めました。いずれも各自治体が助成制度を行いやすいように助成額の2分の1を補助するというものです。以前から柏市は、県の補助金制度ができれば柏市の助成も行おうと述べてきました。県に対して助成制度の導入を求めるとともに、柏市での助成制度を早期に実現すべきです。どうか。

5番目、熱中症対策について伺います。今年から最高気温40度以上の日は酷暑日と呼ばれることになりました。全国の酷暑日が過去最高となった昨年ほどではないとはいえ、今年は7地点から14地点で酷暑日になるという見通しとされています。平年より気温が高くなる予報です。日本気象協会のホームページでは、酷暑日という言葉を見聞きした際には熱中症リスクが極めて高い状態となります。エアコンの適切な使用や外出予定の見直し、小まめな水分、塩分

補給など、いつも以上に熱中症対策を意識するようにしてくださいとあります。今やエアコンは、命を守るためになくてはならないものです。カメラお願いします。こちらは、流山市のエアコンが一台もない低所得世帯、生活保護世帯に対して省エネエアコンの購入費等を助成することで熱中症等の事故を未然に防ぎ、電気料金の負担軽減等の生活支援を目的とした省エネエアコン新規購入等促進助成金制度です。新規購入費用の場合は設置費用を含めて上限10万円、買換え費用の場合は設置、撤去費を含めて上限10万円です。カメラ終わります。1点目、生活保護世帯でエアコン設置がされていない世帯、故障していて稼働していない世帯を把握していますか。また、低所得世帯の状況は把握していますか。2点目、柏市でも省エネルギー対策、物価高騰対策、熱中症対策としてエアコン設置の助成が必要ではないか。どうか。以上、1問目終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 憲法第9条に関する御質問についてお答えをいたします。憲法第9条は、日本の平和主義の象徴であり、再び戦争を繰り返さないという意思表示を行ったものと捉えており、戦後日本の平和維持において大きな役割を担ってきたものと認識しております。メッセージにも寄せましたが、現在世界各地での紛争が続く中、平和を目指す憲法の理念の大切さを改めて痛切に感じているところでございます。議員御指摘のとおり、憲法第99条によって公務員は憲法を遵守すべきものと定められておりますので、憲法の理念を尊重しながら市政運営に当たってまいりたいと思います。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 真田健康医療部理事。

〔健康医療部理事 真田理江君登壇〕

○健康医療部理事（真田理江君） 私からは、国民健康保険に関する御質問と補聴器購入費助成制度に関する御質問に順次お答えいたします。初めに、国民健康保険事業に関する御質問4点にお答えします。まず、保険料の引上げに関しまして、近隣市との比較において同じ収入、同じ世帯構成にもかかわらず保険料に差があることについてどのように考えるかとの御質問にお答えします。国民健康保険制度につきましては、小規模保険者における財政運営や保険料負担を安定化させ、制度の持続可能性を高めるため、平成30年度より財政運営の責任主体を都道府県とする広域化が実施されました。さらに、国は財政運営の広域化の趣旨を一層深めるため、将来的には都道府県での保険料水準の統一を目指すこととしており、令和6年4月から都道府県が定める国民健康保険運営指針に保険料水準の平準化に関する事項の記載が義務づけられています。千葉県では令和11年度にいわゆる納付金ベースでの県内市町村の保険料水準を統一すべく取組が進められているところで、各市町村ではそれぞれの手法により計画的な赤字解消が図られている状況です。近隣市におきましても、毎年あるいは隔年で保険料率の改定が行われている市が多数となっております。このように近隣市における保険料の見直しにつきましてはそれぞれの自治体の実情に応じて進められつつあるものと承知しておりますが、本市では令和12年度に予定されている県内保険料水準の統一を見据え、その際の急激な保険料負担増を招かぬよう、令和6年1月に策定した柏市国民健康保険料改定指針に沿って保険料の見直しを進めているところです。国民健康保険制度は、他の健康保険制度と比較して高齢かつ所得の低い加入者が多く、相対的な保険料負担が大きいという制度上の問題がある中で、年々増加する医療給付を都道府県単位で維持しなければならない状況です。また、社会保険の手法による社会保

障制度でございますので、必要な医療給付を確保するためには、大変心苦しいことではあります。但し、応分の御負担をお願いせざるを得ないものと認識しております。次に、一般会計から国民健康保険事業財政調整基金に積み立てる額を増やし、保険料の改定幅をさらに抑制してはどうかとのお尋ねにお答えいたします。繰り返しになりますが、保険料の改定は、柏市国民健康保険料改定指針に基づき、将来推計を毎年度見直した上で段階的に実施することとしております。この段階的見直しのために必要な一般会計からの財政支援の額は、令和7年度に将来推計を更新したところ、令和12年度までの7年間で総額約43億5,000万円が見込まれており、現時点でこれを増額する予定はございません。次に、市内におけるマイナ保険証利用に対応していない医療機関及び薬局の施設数についてお答えします。柏市内の医療機関等におけるマイナ保険証利用への対応状況は、令和8年6月4日確認時点で、合計651件中、対応が614件、非対応が37件となっております。次に、資格確認書を一律交付すべきではないかとの御質問にお答えいたします。資格確認書の交付につきましては、令和6年11月22日付、厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡、資格確認書の運用等に関するQ&Aについて、その3において、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく資格確認書を交付することはできませんとされております。したがって、全員に一律交付することはできないものと認識しております。本市といたしましては、制度の円滑な運用に向け、引き続き関係法令及び国の通知に従い、適切に事務を進めてまいります。

続きまして、補聴器購入費助成の早期実現について3点お答えいたします。まず、補聴器購入費助成事業の検討状況についてです。令和7年第4回定例会において、医師が認める加齢性難聴者に対する補聴器購入費の助成を求める請願が採択されたことは、市といたしましても真摯に受け止めております。現在、令和8年第1回定例会において塚本議員より御質問いただきました検証事業について検討を進めているところです。できるだけ早い時期において検証事業を開始できるよう努めてまいります。次に、御質問の2点目、どのような検証を行うのかについてお答えいたします。現在、国による研究においては補聴による認知症予防の効果は限定的であるとされております。これは、補聴器を購入した後、継続的に装用することが難しい方々が一定数いらっしゃる点も一つの要因であると考えております。このため、市といたしましては、検証事業による助成制度を利用して補聴器を購入した方がどの程度継続的に装用されているか、補聴器の装用によりどのように生活状況が変化し、それにより健康感がどのように変化したかなどについて一定期間検証する必要があると考えているところです。現在、検証内容や方法等について医療の専門家や学識経験者の皆様に御相談しているところであり、購入費助成が加齢性難聴のため聞こえに課題を抱える高齢者の生活の質の改善や健康へのよい影響に寄与するかを検証できる事業の構築に努めてまいります。最後に、御質問の3点目、千葉県に対して助成を求めているかどうかの御質問にお答えいたします。議員御紹介の山梨県が実施する認知機能低下予防補聴器装用推進事業の取組等は、こういった都道府県による補聴器助成の取組がなされていることは承知しております。一方で、本市といたしましては、これまでも御答弁させていただきましたとおり、補聴器購入費助成制度につきましては国において制度設計がなされるべきものであると考えており、機会を捉えて国に対し、要望してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 福祉部長。

〔福祉部長 矢部裕美子君登壇〕

○福祉部長（矢部裕美子君） 私からは、障害者支援と熱中症対策についての御質問にお答えいたします。初めに、障害者支援の福祉タクシー券と燃料費助成についてです。福祉タクシー運賃等助成事業及び自動車燃料費助成事業につきましては、障害のある方の日常生活における通院や社会参加といった移動支援を目的として事業を実施し、特に移動手段が制限される障害のある方にとっては、自家用車やタクシーは単なる手段にとどまらず、生活そのものを支える重要な基盤の一つであると認識しております。また、令和8年3月に行われたタクシー運賃の改定や迎車回送料金の増額、近年のガソリン等の燃料価格の高騰により移動に要する費用の負担が増加し、日常生活に直接的な影響を及ぼしているものと理解しております。議員御質問の福祉タクシー及び自動車燃料費の助成額の増額につきましては、障害手帳取得者等障害サービスを必要とししている方が増加の一途をたどっている中で、制度全体の持続の可能性、公平性の観点、特に他の福祉施策とのバランスや限りある財源等も考慮しなければならない状況でございます。このため、本市といたしましては直ちに福祉タクシー及び自動車燃料費の助成金額の引上げをすることはできませんが、今般の物価上昇による市民生活への影響、とりわけ移動に制約のある方々への影響については重要な課題であると認識しており、今後も様々な側面から検証を行ってまいります。次に、サービス付高齢者向け住宅入居者の方の取扱いについてです。これまでサービス付高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者が安心して居住できる賃貸等の住宅であり、助成制度の対象外としている有料老人ホームとは法的なたてつけが異なることから、支給対象となっておりました。しかしながら、食事の提供、介護、家事、健康管理などを行う有料老人ホームとの相違について、改めて精査したところ、両施設に日常生活支援に特別の差異はなく、生活実態は同様と考えられることから、施設入居者の公平性も鑑み、令和8年4月より運用を見直し、福祉タクシー利用者に対して制度の周知を図ったところでございます。周知の結果、令和8年5月末時点で11件の喪失届が提出されております。本市におきましては、引き続き本制度の利用状況や社会情勢の変化、国の動向や近隣自治体の取組等を丁寧把握しながら、障害のある方の移動支援について研究し、より実態に即した支援に努めてまいります。次に、障害者の見守り事業についてです。障害のある方への見守り事業につきましては、障害特性により外出先から帰宅できなくなるなど行方不明となる事案が発生する可能性もあり、御本人の安全確保はもとより、御家族の不安軽減の観点からも重要な課題であると認識しております。御質問にありました流山市で実施している見守り事業につきましては、事前に登録した情報が読み取れるQRコードを衣服に貼り付けることにより行方不明者の早期保護につながる手法の一つであり、流山市以外でも導入している自治体があることは承知しております。一方で、QRコードを活用した見守りにつきましては、行方不明者を検索する機能はなく、本人の衣類のQRコードに気づかれない可能性やQRコードが貼付された衣服を着用しなければならないこと、発見した時点でQRコードを読み取り、初めて情報確認が可能となること。また、流山市におきましては導入から約1年半が経過しておりますが、登録者が数名であり、通報実績もないとのことで、事業の実施に当たりましては十分な検討が必要であると考えております。障害のある方やその御家族が安心して地域で生活できるよう、他自治体の取組状況も参考にしながら効果的な見守り支援の在り方について研究してまいります。

次に、熱中症対策のうち、低所得者に対するエアコン設置、修理代の補助についてお答えい

たします。初めに、今年度の生活保護受給者のエアコンの設置状況です。未設置の世帯は21世帯、エアコンが故障中で使用できない世帯は13世帯となっております。現在、生活保護制度でエアコン未設置の世帯につきましては、条件を満たし、保護開始後初めての夏が来るまでは購入設置費用の扶助が可能となっておりますので、ケースワーカーが訪問時にエアコンの有無について確認し、未設置世帯に対して設置を促しております。なお、設置していない理由ですが、冷房の風が苦手で体に合わない、扇風機で十分、エアコン完備の住居や施設への転居を検討している等の理由となっております。また、困窮世帯につきましては、総合的な相談が多い中でエアコンについてという相談の区分けが難しいのですが、年間で一、二件、暑さ対策についての相談が入っている状況でございます。エアコン購入費の捻出が難しい方の相談につきましては、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の御案内とともに、現在のお困り事も含めて相談支援を行っております。次に、エアコン購入費の助成についてお答えいたします。エアコンの購入、設置、修理に係る費用を助成する制度につきましては、議員御紹介の流山市のほか、東京都内をはじめとする一部自治体において、住民税非課税世帯や高齢世帯を対象とするもの、省エネ家電のように品目を限定として全市民を対象にするものと様々な取組が実施されていることは承知しております。こうした取組は、熱中症予防と生活環境の改善を図る施策として一定の効果が期待されるものと認識しております。これらの自治体の中には、東京都による自治体向け補助制度や脱炭素施策である東京ゼロエミポイントの活用、あるいは国の交付金など特定財源を活用して事業を実施している事例もございます。また、事業規模や対象世帯数、財政状況なども自治体ごとに異なっており、本市と必ずしも同一の条件下にあるものでないとは考えております。本市において令和7年度生活保護申請をした621世帯でエアコン未設置の世帯は4世帯であることから、賃貸住宅の多くの物件でエアコンが完備されていると考えております。また、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付けのうち、エアコン購入設置を理由とする貸付けはゼロ件となっております。これは一部の状況ではございますが、同様の制度を実施する場合には、効果の検証、継続的な財源の確保、対象者の範囲や補助内容、既に自己負担で設置した世帯との公平性の確保など、制度設計上の課題について十分な検討が必要であると考えております。そのため、現時点では直ちに本市独自の補助制度を創設することは慎重を期すべきであると考えております。制度創設の有無にかかわらず、熱中症警戒アラート等周知啓発、クールスポットやクーリングシェルターの活用促進、高齢者や障害者等への見守り活動、相談支援を通じた注意喚起など、現時点で実施可能な熱中症対策については引き続き着実に取り組むとともに、他自治体の実施状況や効果、国、県の支援制度の動向、財源確保の可能性などについて情報収集を行い、関係部署と連携しながら実効性のある熱中症対策について慎重に見極めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 永塚洋一君登壇〕

○市民生活部長（永塚洋一君） 憲法9条に関する御質問にお答えをいたします。議員御指摘の前定例会での部長答弁につきましては、憲法第96条に基づき、憲法改正の手続を述べたものでございます。市といたしましては、引き続き憲法第99条に基づき、憲法を遵守する立場を堅持してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 第2問、武藤美津江さん。

○14番（武藤美津江君） それでは、エアコン設置のことから伺います。生活保護世帯でエア

コンのない世帯が21世帯、エアコンがあっても故障して稼働できない世帯が13世帯ということです。合わせて34世帯で、エアコンのないところは国からの助成があるかもしれないんですけども、それでも合わせて340万です、流山の補助金活用すればね。それぐらいのお金がやっぱり柏市では出せないことではないと思います。命に関わることでもあり、緊急にエアコン設置を行うべきではないでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。現在エアコンがついていない世帯に関しましては、令和4年度の市の単独事業としてエアコン設置費用を出したときにエアコン設置を希望されなかった世帯が主となっております。以上となります。

○14番（武藤美津江君） やっぱり生活保護世帯は、エアコンつけても電気代が高くて払うの大変とか、いろいろそういうことも思うわけなので、その辺の電気代の支援とかも含めて検討していただきたいと思います。船橋市でも流山市と同様のエアコン購入費の助成制度の導入しました。今年の3月から、上限額10万円です。国の重点支援地方交付金を活用しているということなのですが、新たな国の補正予算で柏市に1億2,000万円の交付金があるということなので、その交付金を活用して緊急に柏市エアコン設置の助成を行ってはどうでしょうか。

○企画部長（小島利夫君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、重点支援地方交付金としまして本市には約1億2,000万円交付されるというふうに伺っております。現時点で具体的にどの事業に充当するということはまだ決まっていないところですが、支援を必要とする方に確実に届け得られるように検討してまいります。以上です。

○14番（武藤美津江君） 命に関わることなので、ぜひ検討して緊急に導入していただきたいと思います。

あと、福祉タクシー券のことなんですけれども、サ高住の方のタクシー券、ガソリン代、福祉手当を廃止したことについて伺いたいと思うんですが、令和5年の6月議会で私は福祉手当と福祉タクシー券についてこのような質問しています。自宅からサービス付高齢者住宅に引っ越しの方は、福祉手当やタクシー券が支給されます。しかし、障害の状況も変わらず、生活実態も変わらないのに、自立型の有料老人ホームに引っ越しをした方には支給されません。柏市のホームページでは、サービス付高齢者住宅と有料老人ホームはどちらも有料老人ホームとして紹介されています。差別的扱いはすぐに改めて福祉手当、タクシー券を公平に支給すべきではないですかという質問しました。サ高住に入居している方と有料老人ホームに入居されている方と同様に福祉タクシー券や福祉手当を支給すべきだと求めてきたのに、逆に今回サ高住の入居者を有料老人ホームの入居者と同じに支給しないという見直しをしました。これまで有料老人ホームに入居されて福祉タクシー券や福祉手当の支給を要望されていた方がサ高住に入居されている方と同じように福祉手当や福祉タクシー券を助成してほしいと、住むところで差別をしないでほしいと強く要望されていました。しかし、その方は福祉手当も福祉タクシー券ももらえず、天国に召されました。今回の柏市の見直しに対して、怒り、嘆いていることだと思います。なぜサービスを拡大するのではなく削減するほうに合わせたんでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。今回、先ほど答弁の中にも含ませていただいたんですけども、サービス付高齢者住宅と有料老人ホームの生活状況というのが大きく変わるものではなく、食事の提供があったり見守りがあったりという中で、基本的には在宅での生活ですとお買物に行ったり通院に行ったりとどうしても御本人が移動しなければならないという状況もあることが1点。もう一点は、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅、両方を対

象外としたのかというところにつきましては、在宅の方をまず重点とし、福祉施設、特養老人ホーム等と有料老人ホームと、またサービスの内容若干異なりますけれども、食事の提供や通院が通院の往診等があることから、同様の取扱いとさせていただいたところです。以上です。

○14番（武藤美津江君） 今まで柏市は、福祉タクシー券は在宅障害者の外出を支援することで社会参加や生活支援を促進することを目的として支給しておりますと、有料老人ホームとサービス付高齢者向け住宅の間には明確な差がだんだんなくなっていることは認識しているところでございますと言って、見直した結果がサービスの削減です。地方自治法では地方自治の役割は福祉の増進となっているのに、柏市のやっていることは地方自治法に反しているんじゃないんですか。

○福祉部長（矢部裕美子君） 現在、福祉タクシーのほうは市の単独事業となっております。その中で、今障害サービス、障害者の方の人数も増えておりまして、障害者に対する扶助費も10年前から2倍になっているところから、全体を見直す時期に来ているかと感じております。国のほうでもサービス費が上がっているところで持続の可能性というところを今探っているところもありまして、柏市でも障害のある方皆さんにできるだけいいサービスが届けられるよう、全体を含めて、福祉タクシーだけでなく全体を含めて見直しをしていきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） サ高住に住まれている方と有料老人ホームに住まれている方と同じようなサービスをしなきゃいけないとか、そういうことで今回サービスを削ったということだと思うんですが、逆にサ高住に住んでいる方でも有料老人ホームに住んでいる方でも自立した生活を送っていて介護サービスを受けていない方もいらっしゃると思うんですけれども、そういう方は福祉タクシー券などが必要ではないかと思うんですね。見直しをする際に、他市の状況も参考にしながら総合的に検討してまいりたいということをおっしゃっていたんですね。市原市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市、千葉市、松戸市、船橋市など、施設入居者も対象としています。印西市は、介護保険法第8条25項に規定する施設入居者は対象にしているということなので、含まれています。習志野市では、重度心身障害者等であって市町村民税が非課税である者、生活保護を受けている者を対象にしています。近隣市15市のうち、条件付のところを含めて有料老人ホームやサ高住を対象外にしている市は、柏市を含め4つの自治体しかありません。他市の状況を参考にしながら総合的に検討すると言っていたのに、削減ありきの検討しかなかったんじゃないですか。

○福祉部長（矢部裕美子君） 議員おっしゃるように他市の状況もこちらでも把握はしているところですが、まず柏市はサービス付高齢者住宅が非常に増えていること、有料老人ホームも増えているところもございますが、そこで差異が生じるところで、均一に下げることが適当なのかということですが、現時点では均一にさせていただき、繰り返しとなってしましますが、障害者の方の福祉サービス全体を考えて今後も検証、検討、研究をしていきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 今までサ高住で福祉タクシー券や福祉手当をもらっていた方が11人いらっしゃるということです。たった11人の方の削減をして、それで財政潤うとか、そういうことになるんでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。現在喪失届が出ている方が11件となりますが、サービス付高齢者住宅などは住民票を動かさずに入居されている方も多数いらっしゃいま

すので、これからも実際に入居している方がどれぐらいいるかを検証していきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） サ高住や有料老人ホームに入居されている方がどういう生活実態があるのか、実際に自立して介護サービスなどを受けていないというような方であれば、タクシー券とか福祉手当なども支給するとか、その方の状況に応じてサービスを提供するということできないのでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。サービス付高齢者住宅等に関しましては、介護サービスを受けていなくても入れる施設もあることは私も承知しております。ただ、現在柏市内にあるサービス付高齢者住宅は基本的に介護サービスを受けている方が入居するようになっていて、例外があるのかもしれないんですけども、その辺りを1件1件見ていくことは現時点では困難かと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） サービスを削るのではなくて、むしろサ高住の方も有料老人ホームに入居されている方も、住まいで差別をするんじゃなくてサービスを受けられるようにしていただきたいと思います。あと、燃料費の助成についてなんですけど、これまで柏市は他市と比べても、リッター54円、600リットル3万2,400円という助成額は比較的高いほうだと思って評価できると思うんですが、暫定税率が廃止されたからといって、その分をなくして29円に減額するというのはあまりにも機械的ではないでしょうか。減額された利用者の暮らしなど考慮されたのでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、柏市のほうは柏市の根拠といたしまして揮発油税、地方機揮発油税等の税額相当を根拠としてつくっておりますので、今回暫定税率が廃止されたことでそこを削除させていただいたという形になっております。ただ、現在物価高騰、ガソリン代が下がるであろうと言われていましたが、そこが変わらずに今補助という形で維持しているような形ですので、今後国のほうがどういうふうな形になっていくのか、その状況に応じて、また国の物価高騰対策等において研究していきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 今部長がおっしゃられたように、松戸市では月20リットル助成しています。浦安市は月額2,000円で年間2万4,000円、千葉市が年間2万円の定額で助成をしています。柏市は税率分を助成するというので、今回の暫定税率が廃止されたから、それはなくしてしまうというふうになったんですけども、その助成の制度自体を変えるということは考えていないですか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。現時点では、今の制度の中で行っていくものと考えております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 助成制度の在り方自体をやっぱり見直していただいて、物価高騰で本当に大変になっている暮らしを支えるというような制度設計に直していただきたいと思うんです。国によるガソリン代の補助がなくなれば、ますますガソリン代が高くなって負担が重くなります。ガソリン代の助成額そのものを増やしていくというようなお考えはないですか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。現時点で国の助成、補助の関係が見えていませんので、現時点でこうしますということは、申し訳ないんですけども、お答えできない状況ですが、国の動向に従って、また私たちもきちんと検証していきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 以前柏市の事業仕分けで、所得制限がなかったのに16万円という所得基準を設けたので、障害者のガソリン助成を600リットル分の補助が受けられなかった、所得によって300リットル分の補助しか受けられなくなったということがあったんですけど、その影響を受けた方というのは何世帯ぐらいいらっしゃるんですか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。前回の事業仕分けの減税については、申し訳ありませんが、今手元に資料がないので、お答えできない状況ですが、現在で所得制限がかかっている方に関しましては945人となっております。

○14番（武藤美津江君） 私がちょっと聞いたところでは、約3割ぐらいが影響を受けたんじゃないかというようなことを言われているんですね。所得に応じてサービスに差をつけるというのは、そのボーダーラインの方、ぎりぎりの方なんかは影響は非常に大きいと思います。収入の多い方はそれなりに税金を負担しているということもあるので、サービスで差をつけるのではなくて、障害のある方が誰でも安心して外出できて社会参加ができるように、所得制限などを廃止するという考えはないですか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。所得、確かにボーダーラインの方はいらっしゃると思うんですけども、どこかで線引きをするということも必要になってくるかと思っております。やはり応能負担というところはどうしてもお願いせざるを得ないところかと思っておりますので、その所得制限に関して、ただ所得が市民税16万円以上の方に関しても対象外ということではなくて、半額という形で対応させていただいておりますので、現時点では所得制限のある方とない方、16万を境に全額と半額という形で進めていきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 今回ガソリン代を削減するというようなお知らせは、燃料費の助成を受けている方だけだと思うんですね。それで、福祉タクシー券かガソリン代の助成か、どちらかを選択できますけれども、今回のガソリン代の助成の大幅削減により、減額がされなかった福祉タクシー券に変わろうという人もいないかと思うんですが、このような周知というのはどのようにしているのでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君） ガソリン券の見直しについては、今回送らせていただいています、障害手帳等の交付のときにその選択ができるということでお伝えしている状況です。以上です。

○14番（武藤美津江君） 今回ガソリンの助成が大幅に減らされたので、タクシー券のほうに変えたいということは途中でもできるんですか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。基本的に年度当初にガソリン券であったり福祉タクシーの券であったりを送らせていただいておりますので、年度途中での変更は受けていない状況でございます。以上です。

○14番（武藤美津江君） 流山市や松戸市は、ガソリン代の助成から福祉タクシー券の助成に途中でも変えることができるようです。柏市でも希望者に変更することを認めてほしいと思いますが、どうですか。

○福祉部長（矢部裕美子君） 現時点でこの場でやりますということもお伝えできないんですが、今の状況を確認しながら対応の可否については検討したいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） ぜひ利用者の希望どおりにしていただきたいと思います。先ほども言いましたけれども、今回の福祉タクシー券やガソリン代の補助についての削減は、地方自治

の役割である福祉の増進に反すると考えます。物価高騰の中で本当に大変な暮らしをしているときに、何でこんな削減を行うのかというふうに残念に思います。市長は、このようなことどう思いますか。

○市長（太田和美君） 御質問にお答えいたします。今回の暫定税率が廃止されたことによる制度の見直しでございますけれども、近隣市と比べてもそれによって本市が劣っているという状況ではないというふうに思います。このような国の影響によって地方自治体の制度が変わるということにどうか御理解をいただければというふうに思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 今回暫定税率の廃止によって助成額が下がったというのは柏市だけなんですね。ぜひ助成制度の見直し自体も考慮して考えていただきたいと思います。

次に、補聴器の助成について伺います。千葉県は、全国でも上から6番目です。千葉県の市長会で出された新年度予算要望の中には高齢者の補聴器購入費の助成が入っていません。それはなぜでしょうか。

○健康医療部理事（真田理江君） 恐れ入ります。千葉県の情報につきましては現在把握しておりませんが、柏市としましては、こちら県ではなく、以前にもお答えしましたとおり全国的な課題と考えておりますので、国に対する要望というのを継続してまいります。以上です。

○14番（武藤美津江君） 以前柏市の答弁では、県のほうにも要望するということをおっしゃっていました。国の要望だけではなくて、ぜひ千葉県のほうにも積極的に要望していただきたいと思います。これまで柏市は、耳の聞こえと認知症予防の効果について国のエビデンスが足りないと言って、補聴器購入費の助成には後ろ向きの対応でした。1月13日の東海大学のプレス発表に、日本における認知症予防の可能性、認知症の約4割は予防可能、主要因子は難聴、次に運動不足、危険因子10%の低減で20万人の発症を抑制へというものです。医学部の和佐野浩一郎教授及びデンマーク、コペンハーゲン大学の認知症センターのカスパー・ヨーゲンセン上席研究員による国際共同研究グループは、日本の公的統計や疫学データを用いた解析により、国内の認知症の38.9%が生活習慣や健康状態の改善によって理論的には予防可能であることを明らかにしたということです。本研究では、日本における認知症の最大の危険因子が難聴である、次に運動不足、高コレステロールと特定しました。これらを含む14の要因を一律10%低減させただけで将来的に20万人以上の認知症を抑制できる可能性が示されました。この研究結果は、1月12日に国際的医学雑誌ランセットに掲載されました。この結果を柏市はどのように受け止めるのでしょうか。

○健康医療部理事（真田理江君） お答えいたします。東海大学の研究発表がされたということは、私どもでも拝見をしております。難聴が認知症のリスクであるという統計的な現状分析がなされている研究と承知しております。私どもでも難聴が認知症のリスクとなるということは認識しておりますが、一方でそのリスクへの介入として補聴器等を用いることが直接的に社会参加の促進につながるかということについてはまだ限定的であるというふうに認識しております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 認知症を予防するには、難聴を改善することが改めて示されました。先ほども紹介しましたが、東京都の高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業、山梨県の山梨県認知機能低下予防補聴器装用推進事業、香川県の加齢性難聴者対策推進事業、補聴器購入費助成、いずれも認知症予防として補聴器購入費の助成が必要だという判断で始めた事業です。柏市は、耳の聞こえを行うことで認知症予防になるということについては今お話ありました。

リスクだとお考えだということですのでけれども、それが社会参加にとってはどうかということはまだ認識させられていないということですか。

○健康医療部理事（真田理江君） お答えいたします。こちら認知症のリスクとしては認識しておりますけれども、そこに対して補聴器による補助を行うことが直接的に認知症のリスクを低減することにつながるかどうかにつきましてはまだ限定的と考えております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 補聴器をつければ耳の聞こえを補うことができるので、今日もテレビでやっていましたけれども、実際に今まで聞こえなかったことが聞こえるようになって非常によかったということも言われています。耳の聞こえを補うことで社会参加も続けることができ、それで認知症予防にもなるということなので、ぜひ柏市でも早期に補聴器購入費の助成を行う必要があると思います。（私語する者あり）

○議長（坂巻重男君） お静かに願います。

以上で武藤美津江さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午後 2時休憩

○

午後 2時11分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、古川隆史さん。（「頑張って」と呼ぶ者あり）

〔35番 古川隆史君登壇〕

○35番（古川隆史君） 柏清風の古川でございます。まず初めに、がん対策について。先日行われたがん対策検討会議で配付された資料によりますと、令和7年度のがん検診受診者数が対前年度比で大幅に増加したという報告がありました。様々な取組がされた結果であると考えますが、担当課としてはどのように評価をしているのか。また、さらなる受診率の向上や早期発見、早期治療につなげるため今後どのようにしていこうとお考えなのか、お尋ねをいたします。重層的支援体制整備事業であります。柏市においては令和4年度から事業がスタートいたしました。悩み相談、AIチャットシステム等の取組が様々な媒体で報じられておりますが、現在どのような取組がされ、またどのような施策効果が生まれているのか、お聞かせください。老人福祉センターについては、第1回定例会で関連条例を改正し、来年度から入浴施設等について市外在住者、60歳未満の利用が可能になりますが、改めてどのように利用者を増やしていこうかと、稼働率を上げていこうというふうに考えているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。このように申しますのは、条例改正した後に、一つの施設であります。現地を拝見いたしました。必ずしも地元利用も多くないというような御説明がありました。もちろん老人福祉センターは地元の方々を対象にした施設ではございませんが、やはり稼働率を上げていくためには施設近隣の皆様に御利用いただくことを考える必要があるのではないかなど。例えば陶芸の窯等も見に行ったところがありました。そのようなところを含めて執行部の見解を求めます。

地方公会計については、柏市はホームページで年度ごとに財務書類を公表しています。これらの資料が具体的にどのような形で市政に反映されているのか、またしていこうとしているの

か、お尋ねをいたします。

義務教育学校については、地元の協議会から本年3月に意見集約最終取りまとめが提出されています。その中では、後期の条件で、学校統合による義務教育学校の設置に賛成し、市と地域が協働して県下に誇るモデル校とするとされ、賛成の条件として4項目が示されています。さらに、今後も追加的な提言を行うということも書かれています。ここに示された4項目の内容を見ると、柏中学校区に限らず、市内の多くの学校に共通する課題や方向性であり、本来は全市的に取り組むべき内容が多くあると考えます。一方で、様々な制約がある中で、これらを短期間に市内全域で実現できるかどうかというのは不透明であるというふうに考えます。今回地元協議会から義務教育学校設置へ賛成条件として示されたことについて幾つかお聞きしたいと思います。まず、条件という大変強い表現が用いられています。これらの条件が満たされない場合については、協議会の中間取りまとめを見ると容認とか慎重に継続とか、いろんなことが書かれているんです。ただ、教育委員会としてこの取りまとめに対する受け止めですね。どのように受け止めているのかということをお尋ねいたします。2つ目としては、これらの条件に掲げられた取組が柏中学校区で優先的に実施されるということになるのかということをお聞かせください。また、子供の意見表明権の重要性が広く認識される中、柏中学校区の義務教育学校設置に関連して柏市教育委員会は子供たちの意見をどのように把握し、施策に反映しようとしているのでしょうか。これまで実施した意見聴取の内容とその結果についてお聞かせください。

こども・若者相談センターですが、令和9年2月に児童相談所が開設予定でございます。施設建築は計画どおり進んでいるのか、進捗状況を確認させてください。また、改めて県ではなく市が児童相談所を所管することにより期待される施策効果をお尋ねします。あわせて、児童相談所に関係するデータ、例えば柏市内における児童虐待の件数等、今あまり、プライバシーに配慮されているかもしれないんですが、全く、いわゆる総数とか相談件数ということも出ていなくて、毎年6月に議会に児童虐待といじめの条例に関して報告があるんですが、その中にもそういうデータが掲載されていないということでもありますので、当然、繰り返しますが、プライバシーには配慮する形でということでもあります、やはり市内の厳しい状況を知っていたくためにも可能な範囲でそのようなデータは公開していったほうがいいのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。3つ目は、中核市が児童相談所を設置する際には児童福祉審議会を置くことがこれは必置ということになってございます。どのような形での設置を考えているのか、お尋ねをいたします。児童対象性暴力防止、議案第6号につきましては、国において様々な議論がされました。そして、本年の12月末に法が施行されるということで、今回このような議案が上程をされているわけでございます。国における議論をここで繰り返すことはいたしませんので、あくまでも国の議論がしっかりと自治体の現場で周知され、機能するのかという視点で以下3点お伺いします。義務対象事業者数がどれぐらいなのか、特に小規模事業者への支援策。そして、3つ目として安全確保措置の徹底方法について。それぞれお聞かせください。子供の居場所につきましては、アフタースクール事業について先日体験プログラムを視察させていただきました。その際には、子供たちが外遊びをしておりました。また、ルームのほうも見させていただいて、いろいろ御意見等をいただきましたが、前任者がかなり詳しく質問されていますので、今回はまた改めて議論したいというふうに考えています。あと、小学校における朝の児童の居場所づくりについてですが、実施に向けた準備はどの程度まで進

んでいるのか、お尋ねいたします。あと、この事業とアフタースクール事業の両方を利用するとかかなり学校での滞在時間が長くなってくるといえることを感じます。保護者にとっては心強い制度かもしれないんですが、やはり子供たちに長時間の滞在による影響が出てくとも想定されます。子供たちの負担やストレスの軽減に向けてどのような配慮を行っていかようと考えているのか、見解をお聞かせください。

柏駅周辺整備については、3点お聞きします。1つ目は、旧そごう跡地の引渡しを受けた後にすぐに何か具体的な話にはならないだろうなという前提ではありますが、何か暫定的な活用方法を考えているのかどうか。2つ目は、柏駅周辺について公共施設の設置に関連して様々な御意見、考えがございます。市としての調査研究があればお示しをください。3点目として、東口駅前再整備について、地権者の皆さんとの話合いの進捗、今どうなっているのかというところをお聞かせください。公園については、居心地のよい公園プロジェクトの具体的な方向性をお聞かせください。

最後に、公共施設については、縮充という言葉が使われていますが、基本的な考え方、縮小して充実させるという意味だと思うんですが、そこと併せてどの施設でいつ頃から具体的に着手していこうとお考えなのかという点をお聞かせください。以上で第1問終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、健康医療部長。

〔健康医療部長 小倉孝之君登壇〕

○健康医療部長（小倉孝之君） 私からは、がん対策に関する御質問についてお答えいたします。まず、令和7年度の取組に対する評価についてです。令和7年度から、より多くの市民にがん検診を受診していただくため、4点の見直しを行いました。1点目は、がん検診未登録者に対する受診案内文の送付です。これまでがん検診の受診案内は事前に登録した方に送付しておりましたが、令和7年度からは登録の有無にかかわらず国が示すがん検診の推奨年齢である40歳から69歳の国民健康保険加入者に対して受診案内文を送付いたしました。2点目は、自己負担額の見直しです。これまでは検査費用の30%を上限に自己負担額を設定しておりましたが、令和7年度からは検査費用の15%を目安に自己負担額の引下げを行いました。3点目は、女性が受診しやすい検診の環境整備です。子育て中の母親が何度も検診を受けに行くのは大変といった声があったことから、令和7年度から子宮頸がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診を同時に受診できるレディース検診を4日間設けました。また、レディース検診4日間のほか、乳がん検診、子宮がん検診の一部日程においてお子さんの見守りを行う日程を6日間設けるなど、子育て中の方が受診しやすい環境を整備しました。4点目は、がん検診の受診勧奨の強化です。社会保険の加入者において職場の検診でがん検診を受診できない方もいることから、積極的ながん検診登録勧奨はがきの通知を実施いたしました。また、がん検診登録者のうち69歳以下の未受診者及び乳がん検診と子宮がん検診のクーポン券対象者のうち、未受診者に対して行動変容を促す希望の虹プロジェクト作成の受診勧奨通知を送付いたしました。これらの取組の結果、確定数ではありませんが、令和7年度の各がん検診の受診者数は、胃がん検診は6年度が7,425人に対し、7年度は7,796人となっており、371人、率にして5%の増加となっております。大腸がん検診は、6年度が1万7,232人に対し、7年度は2万1,090人となっており、3,858人、率にして22.4%の増加となっております。子宮がん検診は、6年度が1万18人に対し、7年度は1万3,267人となっており、3,249人、率にして32.4%の増加となっております。乳がん検診は、6年度2万1,694人に対し、7年度は2万1,355人となっており、339人、率にして1.6%の

減少となっております。肺がん検診は、6年度1万5,465人に対し、7年度は1万8,287人となっており、2,822人、率にして18.2%の増加となっております。がん検診全体では延べ9,961人、率にして13.9%の増加となっており、先ほど御答弁申し上げた4つの取組により、受診者数が増加したものと評価しております。次に、受診率のさらなる向上に向けた取組についてです。来年度、令和9年度から特定健診及びがん検診の受診券の一括発送を予定しております。これまでは検診ごとに別々に発送していた受診券を1通の封筒でまとめて発送することにより、書類の管理が容易になります。また、各検診の案内を1度に確認することができるため、受診スケジュールが立てやすくなる、受診できる医療機関が一目で分かることなどによるさらなる受診行動につながるといった効果を期待しております。引き続きさらなるがん検診の受診環境の整備を図り、受診率の向上に努めてまいります。私からは以上となります。

○議長（坂巻重男君） 福祉部長。

〔福祉部長 矢部裕美子君登壇〕

○福祉部長（矢部裕美子君） 私からは、福祉行政の重層的支援体制整備事業についてお答えいたします。重層的支援体制整備事業につきましては、高齢、障害、子供、生活困窮といった制度ごとの枠組みでは対応が難しい複雑化、複合化した地域住民の課題に対し、包括的な支援を行うための事業でございます。現在の本市の取組につきましては、令和4年度から事業を開始し、属性を問わない相談支援として福祉の総合相談窓口を設置するとともに、社会とのつながりをつくるための参加支援、多様な場や居場所を確保する地域づくりに向けた支援を一体的に実施しております。これらと並行して、庁内関係部署や社会福祉協議会、地域生活支援センターを中心に、高齢者や障害者等の専門相談機関と連携を強化し、制度のはざまにある課題や複数の課題を抱える世帯に対して分野横断的な支援を行う体制づくりを進めております。また、令和6年度から導入した悩み相談AIチャットシステムを活用し、24時間365日相談を受け止められる体制を構築いたしました。次に、これまでの施策効果といたしましては、AIチャットシステムの相談件数として令和7年度6,584件で、10代の方からの相談が33%となっており、幅広く安心して相談できる環境づくりに一定の成果が出ております。また、多機関連携による支援体制の構築により、支援につながりにくかった方やどこに相談すればよいか分からなかった方についても、福祉の総合相談窓口を入り口として、ひきこもりやダブルケアなど単一の制度では解決が困難なケースについて適切な専門相談機関につなげ、複数機関が連携しながら個々の課題を解決に向けて支援を行っております。この総合相談における地域との連携件数は、令和7年度3,712件に上り、その中でも支援者が一堂に会し、困難ケースの対応について協議するかしまる小会議を29件実施し、令和6年度の実施件数21件に対し、8件の増加が見られ、支援の早期介入や多角的な検討が進むなど、支援体制の周知や充実が図られていると感じております。さらに、地域づくりや参加支援の取組では、ラコルタ柏において、福祉課題を抱えた若者等の企画提案を伴走支援することで社会的孤立の防止や多世代の方とつながった事例も見られ、そこから地域での支え合いにつなげていくことも目指しております。本市の重層的支援体制整備事業は、開始から5年を迎え、これまでの取組や関係機関との連携の在り方などについて検証を行い、より効果的で持続可能な事業へと発展させていく必要があると考えております。今後も地域住民、関係機関及び町内各部署とも連携をさらに深めながら、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を推進してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 真田健康医療部理事。

〔健康医療部理事 真田理江君登壇〕

○健康医療部理事（真田理江君） 私からは、老人福祉センターに関する御質問についてお答えいたします。まず、利用者の増加と稼働率向上の取組についてです。これまで老人福祉センターの利用は市内在住の60歳以上の方に限定されておりましたが、議員御紹介のとおり、条例改正により来年度から市外の方や60歳未満の方も含めて広く利用が可能となります。現在の老人福祉センターは、延べ人数では一定の利用者数があるものの、限られた方が複数回利用する状況も多く見られます。また、利用者の多くは70代後半から80代前半の方となっており、比較的年代が若い高齢者の新規利用は多いとは言えない状況です。今般の改正は、センターがより多くの方が気軽に足を運べる居場所の一つとなることを目指したものです。いわゆる団塊の世代が75歳以上となった現在、老人福祉センターがより多くの方の居場所となり、地域社会との接点となることは高齢者の健康増進や生活の質の向上に資するものと考えます。方策といたしましては、これまでの認知度不足の解消や多様化するニーズに沿った事業展開が重要と捉えております。そのため、来年度からの運営を担う指定管理者と緊密に連携し、事業者の強みを生かした広報活動を強化してまいります。また、各センターの施設設備につきましても、議員からも御紹介のあった陶芸窯や、ほかにもフローリングの広い多目的室など施設ごとに特徴的なものがございますので、こういったものを十分に活用しながら、利用者の目線に立った共感いただける事業を展開できるよう工夫してまいります。また、運営においては、これまで御利用の方、新たに御利用の方、それぞれが気兼ねなく過ごしていただけるよう、丁寧な対応に努め、利用者の増加につなげてまいります。あわせて、議員御指摘のとおり、一番身近な地元住民の皆様が気軽に御利用いただける施設にしていくことは施設全体の稼働率を上げる上でも重要であると考えております。これまで利用の機会が少なかった地元の方々へ向けては、指定管理者とも連携しながら、皆様に喜ばれるイベント開催や新たなコンテンツの導入など、まずは一度足を運んでいただくきっかけづくりを進め、地域からも広く愛される施設となるよう努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 財政部長。

〔財政部長 恒岡厚志君登壇〕

○財政部長（恒岡厚志君） 私からは、地方公会計についての御質問にお答えいたします。地方公会計制度は、予算の執行を現金収支で管理する現金主義、単式簿記を補完する形で企業会計で用いられている発生主義、複式簿記の手法を取り入れるため、総務省の地方公会計マニュアルに基づいて財務書類を作成することで従来の現金主義では見えにくかった行政コストや資産、負債の状況、資金の収支状況の把握を可能としようとするものです。また、固定資産台帳を整備し、各施設の取得価格に対する減価償却累計額や現在簿価を明確にすることで施設の老朽度を金銭的価値で捉えることを可能にしており、これらの情報は中長期的な視点に立った財政運営や公共施設等の計画的な更新、修繕を進めるために有効な情報になり得ると考えております。現在柏市が活用している具体的な内容としましては、一例ではございますが、毎年度公表しております公共施設の受益者負担率の算定に当たり、料金原価の経費として人件費や物件費、市債の償還金利子などとともに対象としている施設、設備等に係る減価償却費については固定資産台帳の数値を活用しているところです。本市は、公共施設の更新時期が集中する大きな転換期を迎えております。財務書類から得られるデータを分析することで施設更新に必要と

なる将来の財政負担の把握や施設整備の優先順位づけなど、政策的判断に役立てるツールとしていくことも可能と考えますので、今後他市の取組等も参考にしながら幅広く活用してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 教育長。

〔教育長 田牧 徹君登壇〕

○教育長（田牧 徹君） 私からは、義務教育学校に関する御質問3点にお答えいたします。初めに、令和8年3月に提出されました地域協議会からの意見集約最終取りまとめについてお答えいたします。柏中学校区における義務教育学校の設置につきましては、地域協議会において2年間にわたり協議を重ねていただき、その結果として意見集約最終取りまとめが提出されたところです。同取りまとめでは、義務教育学校の設置に賛成し、地域と市が学校の魅力を高めていくために協働していくとの方向性が示されるとともに、賛成に当たっての条件として4項目が整理されておりますが、あわせて、必要に応じた条件変更の検討や数年かけて段階的に取り組むことも明記されております。このことから、市教育委員会といたしましては、これらの条件は地域として特に重視する事項や市に求める取組の方向性を整理したものであり、個々の条件が直ちに満たされなければ義務教育学校の設置に反対をするという趣旨ではなく、地域と市が協働して実現を目指していくべき事項であると受け止めております。次に、条件に掲げられた取組は柏中学校区において優先的に実施されるのかとの御質問にお答えいたします。地域協議会から示された条件は、よりよい学校づくりや県下に誇るモデル校の実現を目指す中で示されたものであり、市教育委員会としても真摯に受け止めております。一方で、条件として示された項目には教職員の配置や働きやすい環境づくり、通学路の安全確保など、柏中学校区に限らず市内全ての学校に共通する課題も含まれております。このため、これらについては柏中学校区のみで優先的に実施するのではなく、全市的な取組として検討する必要があると考えております。また、条件として示された内容には既に施策として取り組んでいるものや今後実施を検討しているものも含まれております。今後は、各項目の実現可能性を十分に検証しながら、全市的な対応が望ましいものは市全体で、モデル的な取組が効果的なものは柏中学校区で実践し、市内全体での教育環境の充実にさらにつなげてまいります。最後に、子供たちの意見についてお答えいたします。市教育委員会では、政策の検討や実施に当たり子供たちの意見を聴取し、可能な限り反映していくことは重要であると考えております。このため、これまでも年齢や発達段階に応じた意見聴取を行っており、令和7年1月には施設に関するアンケートを実施し、各校のオブジェやシンボルツリー、施設整備に関する意見を地域協議会での協議や施設設計に反映しております。また、本年3月には関係する3校の全学年を対象に義務教育学校の概要や施設に関する説明を行った上でアンケートを実施いたしました。現在アンケート結果の分析を進めておりますが、各設問においておおむね9割の児童生徒から肯定的な回答とともに期待の声が多く寄せられております。一方で、少数ではありますが、不安や疑問も寄せられておりますことから、今後丁寧な情報提供と意見聴取に努め、子供たちをはじめ、保護者や地域の皆様が安心して開校を迎えることができるよう取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） こども部長。

〔こども部長 依田森一君登壇〕

○こども部長（依田森一君） 私からは、子供行政についてお答えいたします。まず、（仮称）

柏市こども・若者相談センターに関する御質問3点についてお答えいたします。1点目、こども・若者相談センターの建築工事の進捗状況についてです。(仮称)柏市こども・若者相談センターの開設に向けては、本年2月25日に児童福祉法第59条の4の規定に基づく児童相談所設置市に係る政令指定の要請をこども家庭庁に対して行い、先月5月15日に閣議決定されたところでございます。これによりまして本市は児童相談所設置市として正式に指定を受けまして、令和9年2月1日に開所できる運びとなったところでございます。御質問の施設整備につきましては、本年11月13日の工期完了に向けて順調に進捗しております。5月31日現在の進捗率は建築工事で72%、電気設備工事で49%、機械工事で75%となっております。引き続き、工期内の完了に向けて適切な進捗管理を行ってまいります。次に、児童相談所を市で所管する施策効果と相談件数等の情報発信についてお答えいたします。児童相談所の開設に当たっては、令和3年6月に本市が児童相談所を設置する意義等を踏まえて策定した基本計画を基にこれまで準備を進めてまいりました。本市が児童相談所を開設することでこれまで取り組んできた要支援児童の対応のほか、重篤な虐待ケース等の一時保護や家庭での生活が困難な児童の施設措置、また施設退所後の自立支援まで子供の支援に対して総合的に取り組むことができるようになります。市民に身近な基礎自治体である本市は、県と異なり、住民基本台帳をベースに妊娠や出産時の全数面談や訪問、また保育園や小中学校での状況など全ての子供に係る多くの情報や相談記録等を有しており、虐待通告等の発生時には対象児童の情報等から迅速かつ的確に支援方針を定め、対応することができます。そのため、現状県と市の間で協議や調整のために相応の時間を要している一時保護についても大きく解消され、一人一人の児童に対し一貫性を持って継続的な支援を提供できるものと考えております。また、こども・若者相談センターには児童相談所等の機能だけでなく児童に関するあらゆる相談に専門職が対応する総合相談窓口を設置し、子育て家庭の悩みや問題の早期発見や必要な支援につなげていくことなどにより、虐待予防の強化に努めてまいります。その点において虐待発生後に対応する県の児童相談所とは異なる効果があるものと考えております。最後に、児童虐待の相談対応件数等の情報発信については、議員御指摘のとおり、今後こども・若者相談センターの取組等を御理解いただく上でも児童虐待の対応件数等の現状を公表していくことは大変重要なことであると考えております。さきの5月21日には柏市要保護児童対策地域協議会の全体会を開催し、昨年度の相談対応件数等を報告したところですが、今後は広く市民に周知を図るため、取組状況等を市ホームページにて公表してまいります。なお、こども・若者相談センターの開設後は、児童相談所機能における状況等も周知できるよう継続的に取り組んでまいります。次に、児童福祉審議会の設置についてお答えいたします。児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定められているほか、基本的な業務の在り方等について児童相談所運営指針について具体的に示されているところでございます。その中で、児童相談所設置市の業務の一つに児童養護施設、そのほかの施設への入所の措置、一時保護の措置、その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見または意向に関し、児童福祉審議会で調査、審議及び意見の具申が行われるようにすること、そのほかの児童の権利の擁護に係る環境整備を行うこととされております。このことから、児童福祉法に基づく附属機関として(仮称)柏市児童福祉審議会を設置する予定で現在準備を進めているところでございます。児童福祉審議会への意見聴取により、児童相談所における援助の決定の客観性と専門性を図ることにより子供の最善の利益を確保するものとなるため、積極的に活用を図れる体制とすること

を検討しております。具体的には、全体会議を設けることに加え、個別の事案や専門的な事案に対して適正な審議ができるよう、専門部会を設置する予定であります。多様化、複雑化する子供、家庭の問題に対し、分野ごとに専門的な知見を結集させ、迅速かつ的確に検討が行える体制を整えてまいります。次に、児童対象性暴力等防止に関する質問についてお答えいたします。こども性暴力防止法につきましては、教育、保育など子供と接する場における性暴力を防止し、子供の心身を守ることを目的として、保育所や小中学校等の設置者に対して子供と継続的に関わる業務従事者の性犯罪歴の確認や安全確保措置等を義務づけるものであり、本年12月25日に施行が予定されております。まず、1点目の義務対象事業者数でございますが、今議会に上程されております議案第6号の対象である市内の保育所等の施設につきましては令和8年6月時点で私立認可保育園は58園、認定こども園が23園、小規模認可保育園が20園、公立保育園が22園となっており、今後新設される保育所等につきましても本制度の義務対象事業となります。また、これらの施設を運営する社会福祉法人や学校法人等の計65法人が本制度における義務対象事業者となっております。次に、2点目の小規模事業者への支援策についてでございますが、こども性暴力防止法の施行に当たりましては、議員御指摘のとおり、特に小規模事業所事業者において制度内容の理解や必要な対応の準備に課題があるものと認識しております。このため、市といたしましても事業者の理解促進を図るため、7月27日にこども家庭庁の職員を講師として招き、市内の事業者を対象とした研修を実施する予定としております。また、本市は、公立保育園の運営主体として性犯罪歴の事実確認や安全確保措置など法施行に向けた各種対応を進めてまいります。その対応内容につきましても適宜事業者への情報提供を行うとともに、各事業者の準備、対応状況について定期的に確認を行うなど、円滑な制度導入につながるよう、必要な支援をつくる支援に努めてまいります。最後に、3点目の安全確保措置の徹底方法でございますが、事業者においては従事者による児童対象性暴力等を未然に防止するとともに、日頃から性暴力等が行われるおそれがないか把握に努め、疑われる事案が生じた場合には児童等の保護や再発防止のための適切な措置を講じることが求められております。具体的には、保育所等における不適切な行為の整理や職員間での共有、職員研修の実施、相談窓口の設置などの取組が挙げられます。このため、市といたしましては法施行までの間、事業者が準備すべき安全確保措置の内容や必要な対応について国から示されるガイドライン等も踏まえながら周知及び理解促進に努めてまいります。また、法施行におきましては、所管施設等への定期的な立入り検査の機会を活用し、安全確保措置が適切に実施されているか確認するとともに、必要に応じて指導助言を行うなど児童が安心して利用できる環境の確保に努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 生涯学習部長。

〔生涯学習部長 宮本さなえ君登壇〕

○生涯学習部長（宮本さなえ君） 私からは、子供行政についての御質問のうち、居場所についてお答えいたします。朝の児童の居場所づくり事業の状況でございますが、現在下半期からのモデル事業の実施に向けて、保護者へのアンケート調査を経て、実施方法の検討や学校との調整を図るなど鋭意準備を進めている段階でございます。現時点で検討している内容としては、学校敷地内にあるこどもルームやアフタースクールの専用室を活用し、2名から3名の見守りのための人員を配置して学校の教職員に負担をかけることのない運営とすることを想定しております。また、本事業は児童がゆったりと過ごすことができる居場所づくりとして位置づけて

おり、昇降口が開くまでの間、安心して室内で過ごせる環境とする予定です。長時間学校で過ごすことになる児童が心身ともにリラックスして登校時間を迎えられるよう配慮してまいります。本市といたしましては、児童の居場所づくりと保護者の就労支援の両立を目指し、児童の負担やストレス等の影響も十分に配慮しながら慎重に制度設計に取り組んでまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 都市部長。

〔都市部長 坂齊 豊君登壇〕

○都市部長（坂齊 豊君） 私からは、柏駅周辺整備に関する御質問3点と公園整備に関する御質問にお答えさせていただきます。初めに、旧そごう柏店本館跡地の引渡後における暫定活用についてお答えいたします。旧そごう柏店本館の土地につきましては、令和6年5月に土地所有者であります三井不動産株式会社と土地売買契約を締結し、現在所有者により既存建物の解体工事が進められております。所有者からは、工事は順調に進捗しているとの報告を受けており、予定どおり本年12月に解体工事が完了し、市へ土地引渡しが行われる見込みでございます。一方で、柏駅東口駅前再整備につきましては、現在進めている地権者との協議に加え、事業の方向性や整備内容、事業スキームなどに関する再整備全体の基本計画やその後の基本設計や実施設計などの設計業務が必要となることから、土地の引渡後も本格的な建物整備までには一定の準備期間を要する見込みでございます。このため、市といたしましては、その間跡地を閉ざされた管理用地として置くのではなく、市民の皆様の御意見も伺いながら将来の駅前空間の在り方を検証する社会実験の場として活用するなど、再整備につながる暫定的な活用を検討してまいります。次に、柏駅周辺への公共施設の設置に関する御質問についてお答えいたします。柏駅東口駅前再整備につきましては、市民の関心も高く、令和6年度に実施しました柏駅前空間に関するアンケートにおきましても、公共施設を含め様々な都市機能の充実を求める多くの御意見をいただきました。こうした声を踏まえ、市では昨年度柏駅周辺への公共施設配置の可能性について基礎的な検討を実施いたしました。具体的には、想定される公共施設や市有地を整理し、近年の他自治体の事例を参考にした一定の施設規模に対するボリュームスタディーや複合化に関するケーススタディーを行い、将来的な施設再編の可能性を検討するための基礎資料の整理を行ったところでございます。検討に当たっては、柏市公共施設等総合管理計画第2期計画における更新方針を踏まえ、柏市第六次総合計画や柏市立地適正化計画との整合を図りながら、市民のウェルビーイング向上やにぎわい創出、防災機能の強化といった観点や、これまでに実施したアンケートの結果から図書館、ホール、庁舎を対象として必要な機能や立地条件を整理いたしました。今後は、東口再整備の検討を進める中で関係部署とともに駅前の公共施設導入の必要性や期待される効果について整理し、その有効性を検討してまいります。次に、柏駅東口地権者との協議状況についてお答えいたします。柏駅東口再整備の実現に向けては、スカイプラザ柏及び柏駅前第一ビルの所有者との地権者会合を継続して実施しており、先月28日には第15回目の会合を開催いたしました。会合では、本年2月末から市が実施してきた両ビルの全地権者を対象としたヒアリングの状況について情報共有を図ったところでございます。これまで対象となる115名の地権者のうち111名、約97%の方へのヒアリングを実施しており、再整備に対する考え方やまちづくりへの思いなど多くの御意見を伺うことができました。ヒアリング時に実施したアンケートでは、多くの地権者から市と協調して再整備を進めべきとの回答をいただいております。新たな柏駅前に期待しているといった前向きな御意見が寄

せられております。また、その一方で、事業費高騰のため投資回収が長期にわたることへの不安や再整備実施にはタイミングを見極めたいといった現時点での整備に慎重な御意見もございました。こうした結果を踏まえ、再整備の実現にはビルとしての意思決定が必要なことから、今後は各ビルごとに再整備への意向集約を個別に進めていくことについて確認されました。市といたしましても、各ビルにおける合意形成を支援するため、意向集約に要する経費の一部支援について検討しているところでございます。引き続き、本年12月に予定される旧そごう柏店本館の解体完了を見据え、停滞することなく次のステップに進められるよう、柏駅東口再整備の方向性の取りまとめに全力で取り組んでまいります。次に、公園整備に関する御質問にお答えいたします。本市には約700か所の公園がありますが、その多くは昭和から平成初期に整備されたものであり、施設の老朽化が進んでおります。トイレやベンチなどにつきましては、汚れや劣化により利用をためらう声も散見され、これまでの市民アンケートにおいても清潔なトイレ、快適な休息施設、日陰の確保、自然環境の充実といった公園の快適性や居心地のよさを求める御意見が寄せられております。このような施設の老朽化に加え、ライフスタイルや公園に求められる役割が変化する中で既存の公園が現在の市民ニーズに十分対応できていないことも公園の魅力低下につながる課題であると認識しております。こうした課題を踏まえ、市では第六次総合計画の重点プロジェクトとして居心地のよい公園プロジェクトを推進することといたしました。身近な公園が日々の生活の中で自然と足が向く居心地のよい公園となり、気軽な運動や地域コミュニティ活動の場として活用されることで地域で暮らすことそのものが心と体の健康につながるまちを目指してまいります。本プロジェクトでは2つの視点から事業を進めていきたいと考えております。1つ目は、老朽化により魅力や機能が低下した公園について施設の更新や改修を行い、本来あるべき状態へと回復していく公園の再生でございます。2つ目は、これに加えて公園が持つポテンシャルを生かしながら新たな魅力や価値を付加することでこれまで以上に多くの方に利用していただける空間へと高めていく魅力の向上でございます。前者につきましては、公園施設の現状分析や地域ニーズを踏まえながら、老朽化したトイレやベンチ、水飲み場などのリニューアルやリノベーションを進めていくことを考えております。後者につきましては、市域全体のバランスも考慮しながらプロジェクトの対象とする公園を選定した上で、それぞれの特色を生かした魅力ある公園へのリニューアルを進めていきたいと考えております。今年度におきましては、本プロジェクトを効果的に進め、より魅力的な公園をどのように実現していくのか検討するため、コンサルタントへの業務委託を予定しており、現在契約に向けた手続を進めております。この中で公園に対する地域ニーズの把握、集約手法や効果的な再整備の手法について検討を進めながら、市民の皆様にも愛される魅力ある公園づくりに取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 企画部長。

〔企画部長 小島利夫君登壇〕

○企画部長（小島利夫君） 私からは、公共施設等総合管理計画に関する御質問にお答えいたします。本市の公共施設は、保有面積の約7割が既に建築後30年以上経過していることから、今後は老朽化に伴う大規模改修や建て替えが集中して発生することが見込まれます。また、人口動向につきましては、当面の間は増加傾向にあるものの将来的には減少へ転じることが予測されています。人口減少や少子高齢化がさらに進むことで将来的な財源不足や市民ニーズの変化に伴う施設の利用率低下が懸念されます。このような課題に対応するため、柏市公共施設等

総合管理計画第2期計画では公共施設の量の適正化と質の向上を両立する縮充を目指すことといたしました。縮充を進めるに当たりましては、まず施設の目標使用年数に着目いたします。本市では、この目標年数を原則として学校は建築後80年、それ以外の公共施設は60年と定めております。この年数が近づいている施設や改修、新規整備等が見込まれる施設を重点的な見直しの対象とし、これらの対象施設について市民ニーズや人口動向、コストなどの現状と課題を踏まえ、今後の在り方を検討してまいります。具体的には、令和7年度から令和16年度までの第2期計画期間において近隣センター、学校、保育園、庁舎等の4つを重点取組施設に位置づけており、これらの施設において縮充に向けた可能性の検討を進めてまいります。一例として、市の施設保有面積の過半数を占める学校につきましては、近隣センター等との複合化による施設の有効活用の可能性についても検討してまいります。なお、複合化の検討を行う際には教育環境を守ることを最優先とすることが前提ですが、複合化する施設用途の選定に当たっては地域にお住まいの方や各施設利用者の御意見なども丁寧に伺いながら、施設全体における安全性の確保や円滑な動線を確保する観点なども含め慎重に検討を進めてまいります。また、公共施設整備におきましては、近年の急激な物価や人件費の高騰により工事単価が想定を大きく上回る事態が生じております。このように整備コストが増大する中であっても限られた経営資源で公共サービスを持続的に提供していくためには、これまで以上に中長期的、大局的なまちづくりの視点に立ち、公共施設の在り方を検討していくことが必要となります。こうした公共施設の在り方の見直しは、市民生活に直結する重要な課題であります。そのため、検討の段階から市民の皆様のニーズを丁寧に伺い、十分な御理解と御協力をいただきながら実効性のある縮充の実現に向けて全庁を挙げて取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第2問、古川隆史さん。

○35番（古川隆史君） まず、財務書類の活用なんですけど、本当はもう少し時間があればゆっくり話したかったんですけども、先般総務省の自治行政局の方とちょっとお話をする機会があって、その際に地方公共団体の経営財務マネジメント強化事業というメニューがあるらしいんです。この中で地方公会計の整備活用ということが、これ市の負担がないらしいんです。ですから、令和7年度で212団体活用しているということなので、ぜひちょっと検討していただきたいなというふうに思います。あと、東京23区の特別区の首長さんが、これもホームページに出ていますけど中野区でしたかね、提言をする形で、どうやって具体的な手法で活用していくのかというのを全部見られるんで、ただで、ちょっとそちらのほうも確認をしてください。また次の議会で聞いていきたいと思います。

あと、児童対象性暴力防止の関係ですが、教育委員会のほうも、今回議案はこども部所管だったんで、幾つかお聞きしたいんですけど、例えば地域部活動、これはどういう形になるのかなと、所管別にうまく割り振れるかどうか分かんないんですが、ちょっと答弁してください。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。地域クラブ活動の現在の対応といたしましては、性暴力防止法の内容について契約書のほうに記載をして、契約を結ぶ際にその内容について指導者が確認をした上で、誓約書をもって契約内容に同意するという形を取っております。現在のところそのような対応を行っております。以上でございます。

○35番（古川隆史君） 今の話は、いわゆる認定事業者ということになりますね。法定のは、保育所とか、こども園とか、あと学校は県がやるということですよ、県の職員さんですから。あと、例えばアフタースクールとか今御質問した朝の見守り、こちら辺はどういう形で対応し

ていこうと考えていらっしゃるのか、お聞きします。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。アフタースクールですとかにつきましては、学校や保育園のように義務対象ではなく、先ほど御説明いただきましたように認定対象ということで、ちょっと手続が異なっております。ですので、これからまたその手続、必要な手続については進めることが必要であると考えてはおります。ただ、現時点でできることとして、次年度委託をする事業者を募集する際の仕様の中にこのことについて協力なり対応なりすることということを仕様の中に設けている、そのような対処をしております。朝の居場所については、まだ朝の居場所事業そのものが法律に位置づけられた事業ではないためにこの制度の中で朝の居場所について詳しく触れられている情報、ちょっとまだ接することができないので、今後こういった対応が必要か、義務づけられているか、どうなのかというところを研究してまいりたいと考えております。

○35番（古川隆史君） そうですね、3要件が課されていますもんね、閉鎖性と継続性と、あと支配性でしたっけ、その3つに朝の見守り事業はそもそも該当するのかなという話だと思うんですが、こまもろうですよ、あのステッカー、あれを認定なり法定の事業者は要は掲げることができるという仕組みになっているので、やはり利用者の皆さんもそこは気にされるところだと思いますので、可能な範囲でしっかりと周知をして、今実際雇用されている従業員の方は3年間の間に要は全部手続をするという話ですので、これはこども部のほうになりますけども、特に小規模事業者の皆様にはしっかりと周知徹底をして、なるべく可能な限り支援をしていたきたいなというふうに思います。また次の議会にしっかりと議論します。ありがとうございました。

○議長（坂巻重男君） よろしいですか。答弁は。

○35番（古川隆史君） よろしいです。

○議長（坂巻重男君） 以上で古川隆史さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午後 3時11分休憩

○

午後 3時22分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、若狭朋広さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔4番 若狭朋広君登壇〕

○4番（若狭朋広君） れいわ新選組の若狭朋広です。質問に入る前に、鈴木清丞議員の御逝去に際し、改めて追悼の意を表します。鈴木議員は、市民のために時間を惜しまず取り組まれ、議会においても諦めず、粘り強く課題に向き合われる方でした。また、お人柄も大変温かく、気さくにお話でき、政策についても遠慮なく議論を交わすことができました。その姿勢から、私自身多くのことを学ばせていただきました。今日こうして生きていることは決して当たり前ではないということも鈴木議員から改めて気づかせていただきました。鈴木議員のこれまでの御尽力に感謝と敬意を表し、心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。前回3月議会の一般質問では近隣センタ

一の老朽化や修繕の課題を取り上げました。その中でも特に状態が深刻であった田中近隣センターの体育室と柏ビレジ近隣センターの地盤沈下、仮設トイレ、テニスコートなどの問題について指摘いたしました。その後、柏ビレジ地域においても議会レポートを配布し、報告会を開催したところ、地域の皆様から新たな御意見や情報をいただきました。改めて感じたのは、柏ビレジ近隣センターの問題は単に一つの公共施設の老朽化の問題にとどまらないということです。柏ビレジ地域そのものを本市が今後どのような地域として捉え、どのような将来像を描いているのか、そのことと深く関わる問題であると受け止めています。本市は、柏ビレジ地区について都市再生整備計画を策定しています。計画期間は令和4年度から令和8年度までとされ、柏ビレジ地区は花野井、大室の一部、面積64ヘクタールの区域として位置づけられています。この計画では、柏ビレジ地区については約1,600戸、約4,000人が暮らす大規模住宅地であり、柏ビレジ近隣公園や柏ビレジ水辺公園、複数の街区公園、緑道などにより良好な水辺利用空間が形成されている地域であるとされています。また、昭和55年の分譲当初から、れんがとアイビーによる景観統一が図られ、建築協定や緑化協定により良好な住環境が維持されてきた地域でもあります。一方で、開発から40年以上が経過し、地区内では高齢化が進んでいることもこの計画の中で課題として示されています。資料1の掲示をお願いします。こちらは、住環境再生課から御提供いただいた令和3年5月時点の資料を基に、柏ビレジ地区の人口構成について令和3年の実数と令和8年の参考値を示したものです。令和8年の数値は、令和3年の人口を単純に5年分年齢移動させた参考値であり、転出入やお亡くなりになられた方の人数は考慮していません。また、90代以上については5年後の人数を単純に示すことが難しいため、令和8年度参考値は算出していません。前回の一般質問でも取り上げましたが、柏ビレジが位置する田中地域は本市の中でも人口増加が著しい地域です。一方で、柏ビレジ地区にはマンション開発がなく、一見すると人口流入はそれほど多くないように見受けられます。これは新興住宅地によく見られる特徴であり、造成後に戸建て住宅が建ち並ぶことでまちが形成されてきました。現在の柏ビレジ地区は、既に成熟した住宅地となっており、新たな大規模戸建て開発が進むエリアではありません。しかし、今後10年程度のスパンで見れば住宅や居住者の世代交代が進む時期を迎えることが想定されます。その際には、現在の田中地区で見られる人口増加と同様に既存住宅の建て替えや更地化後の新築住宅の供給を通じて新たな世帯の流入が徐々に進んでいく可能性が高い地域であると考えられます。画面戻してください。このような中で、都市再生整備計画では大目標として良好な住環境を活用した住みよいまちづくりを掲げています。さらに、小目標として、公共施設を活用した柏ビレジの魅力向上や緑豊かな自然環境を生かした快適な空間の創出が示されています。つまり本市としても柏ビレジ地区については単に開発から年数が経過した住宅地として見るのではなく、これまで培われてきた良好な住環境、緑豊かな自然環境、公園、公共施設などを生かしながら地域の魅力を考えていく地区として位置づけているものと受け止めています。そこで、伺います。本市は、都市再生整備計画において柏ビレジ地区を対象地域として位置づけていますが、その目的をどのように捉えているのでしょうか。また、柏ビレジの都市再生整備計画は令和8年度が最終年度となります。令和4年度から現時点までに行ってきた取組と当初掲げた目標に照らした現時点での評価をお示しいただくとともに、今後10年を見据えた市としてのビジョンをお示してください。

次に、柏ビレジ近隣センターについてです。前議会で指摘したとおり、柏ビレジ近隣センターは地盤沈下による建物の安全性の検査が実施されていないこと、トイレの配管が破損し、仮

設トイレの状態が7年以上続いていること、クールシェアスポットに指定されているにもかかわらずエアコンの効きが悪いこと、テニスコートの破損が続いていることなど改善が必要な点がいまだ残ったままです。3月議会の後、柏ビレジ近隣センターを利用している方々に現地でさらに聞き取りを重ねました。聞き取りは、活動が終わった後の片づけの時間や会議室を出られたタイミングで少しお時間をいただき、直接お話を伺いました。具体的には、4月28日から6月6日までの間にコントラクトブリッジの会5名、健康マージャンの会24名、テニスコート利用の3団体17名、ラインダンスの会10名、茶道サークル4名、源氏物語の会3名、合わせて63名の方々です。また、柏ビレジ地域にあるコミュニティルームはなみずきや地域の助け合いサポートを行っているビレジサポートでもヒアリングを行いました。柏ビレジ近隣センターでは、これらの活動のほかにもピアノの会、サックスの会、コーラス、ボッチャ、花札、カラオケ、誕生日会、ヨガ、ボーイスカウトなど、実に多種多様な地域活動が行われています。利用者の方々からは、この近隣センターがあるから続けられている、歩いてこられる場所だから参加できる、なくなったらもう活動できないといった声を直接伺いました。また、本市において最も大きな高齢者団体である新樹会の役員の方々にもお話を伺いました。新樹会では、総会や年に4回開催される誕生日会、健康マージャン、ボッチャの会などで柏ビレジ近隣センターを利用しており、高齢者の交流、健康づくり、生きがいくりの場として大変重要な役割を果たしています。こうした聞き取りを通じて、柏ビレジ近隣センターは単に部屋を貸している施設ではなく、地域の方々が外に出て人と会い、声を出し、体を動かし、学び、笑い合う地域にとってなくてはならない拠点になっているのだと強く感じました。柏市公共施設等総合管理計画では、第3期の令和17年度から令和26年度の間に柏ビレジ近隣センターは廃止し、田中近隣センターへ集約化する方針が示されています。そこで、伺います。柏ビレジ近隣センターについて。市は柏ビレジ近隣センターについてどのような根拠に基づき、廃止し、田中近隣センターへ集約化する方針を判断したのでしょうか。その判断に当たり、利用率や建物の老朽化だけでなく、地域活動、交流、健康づくり、生きがいくりの拠点としての機能をどのように評価したのか、お示してください。また、第3期、つまり今から9年後以降に廃止する方針であるとしても、それまでの間、現在も多く多くの市民が利用し続ける施設です。仮設トイレ、空調、建物や敷地の安全性、テニスコートなど、現時点で必要な修繕や安全確認について市はどのように考えているのか、お示してください。次に、柏ビレジ近隣センターのテニスコートについて伺います。柏ビレジ近隣センターのテニスコートについては、前回3月議会でも破損と修繕が繰り返され、かつ修繕の対応がなかなか進まないことを指摘いたしました。資料2の掲示をお願いします。その後、5月2日に現地においてテニスコートがまた破損していることを管理人の方が把握しました。同じタイミングで私のところにも利用者の方から、またテニスコートが破損していると連絡をいただきました。翌日5月3日には、所長と管理人の方で破損箇所をテグスで縫ったりガムテープで補修したりするなど、応急的な対応を行ったと伺っています。画面戻してください。連休明けの5月7日には、本町の地域コミュニティ課と打合せを行い、修繕することが決定されました。同時に5月いっぱいの使用禁止となる旨を既に予約が入っている団体へ電話で連絡し、その対応は約50件に及んだと伺っています。その場、その場の修繕対応では結果として現場に負担が集中してしまっています。その後、5月14日に見積合わせを行い、発注業者が決定され、5月26日に修繕が完了し、利用可能となりました。修繕箇所は6か所、費用は税込みで59万4,000円でした。前回の議会で、私は部分的な補修を繰り返してもまたすぐに

破損が起きるのではないかと指摘しました。今回 2 月に修繕を行ったにもかかわらず、5 月には再び破損が確認され、結果として修繕完了まで利用できない期間が再び生じました。まさに前回指摘したことが現実起きたものと受け止めています。そして、今回の問題は、単にテニスコートが一部破損したということだけにとどまりません。近隣センターの修繕予算は、1 館当たり 20 万円と伺っています。田中近隣センターは田中、北部、柏ビレジの 3 館分を所管しているため、年間の修繕予算は 3 館分で 60 万円です。今回の修繕で 59 万 4,000 円の支出をしたことで、年度が始まって間もない時期にもかかわらず 3 館分の今年度の修繕費予算 60 万円をほぼ使い切ることになりました。そのため、今後柏ビレジのテニスコートで再び破損が生じた場合や田中、北部、柏ビレジの各近隣センターで建物や設備の緊急修繕が必要になった場合、すぐに対応できず、追加の予算措置、いわゆる年度末の配当替えを待たなければならない可能性があります。これは、管理体制として非常に不安定ではないでしょうか。実際に前議会で指摘した田中近隣センター体育室の壁の補修についても半年以上対応が進まず、利用者や現場の職員に不安を与えてきました。今回のテニスコートについても、破損が確認されてから修繕が完了するまで、市民は活動の中止や変更を余儀なくされました。修繕に時間がかかれば利用者の不満や問合せにつながります。そして、その声を最前線で受け止めるのは現場で対応している職員や管理人の方々です。なぜこのような対応が続いてしまうのか、市内のテニスコートではどのように修繕が行われているのかを確認する必要があると考えました。御存じのとおり、本市にはスポーツ課が所管するスポーツ施設としてのテニスコートがあります。資料 3 の掲示をお願いします。スポーツ課が管理するテニスコートは全 9 施設あります。こちらの写真は、令和 5 年度以降に修繕実績のあったスポーツ課所管のテニスコートについて私が現地で撮影してきた写真です。柏の葉、富勢、大津ヶ丘、逆井、新十余二、手賀の丘、中の橋の 7 施設です。次の資料 4 をお願いします。先ほどの 7 施設のテニスコートにおける修繕費の一覧です。令和 5 年度の修繕費合計額は 2,005 万 3,000 円、令和 6 年度は 554 万 4,000 円、令和 7 年度は 1,475 万 1,000 円の修繕が行われています。このように、スポーツ課が所管するテニスコートについては必要な修繕に対してまとまった予算措置が行われていることが分かります。次の資料 5 をお願いします。一方で、柏ビレジ地域には柏ビレジ近隣公園のテニスコートと柏ビレジ近隣センターのテニスコートがあります。写真で見ると分かるようにどちらも市民が利用するテニスコートですが、左は公園緑地課、右は地域コミュニティ課が管理しています。次の資料 6 をお願いします。公園緑地課所管の柏ビレジ近隣公園テニスコートでは、令和 5 年度に A コートの全面修繕で 398 万 2,000 円、令和 6 年度には B コートの全面修繕で 462 万円が支出されています。一方、地域コミュニティ課所管の柏ビレジ近隣センターテニスコートでは、令和 5 年度の修繕費は 15 万 9,500 円、令和 6 年度は 34 万 6,500 円、令和 7 年度は 29 万 9,860 円、そして令和 8 年度は今回の 59 万 4,000 円が計上されています。次の資料 7 をお願いします。各課のテニスコート修繕費を比較したものです。スポーツ課所管のテニスコートでは、令和 5 年度以降、修繕面数は延べ 31 面、修繕費は 4,034 万 8,000 円となっています。一方、公園緑地課が所管する柏ビレジ近隣公園テニスコートでは修繕面数は延べ 2 面、修繕費は 860 万 2,000 円です。そして、地域コミュニティ課が所管する柏ビレジ近隣センターテニスコートでは、修繕面数は延べ 4 面、修繕費は 139 万 9,860 円です。ここで確認したいポイントは 2 つあります。1 つ目は、柏ビレジ近隣センターのテニスコートは、実態としてはスポーツ利用されているにもかかわらず修繕は近隣センターの限られた修繕費で対応しているという点です。2 つ目は、同じ柏ビレジ地域に公園緑地課と地

域コミュニティ課という異なる所管のテニスコートが存在しているという点です。同じ市民が利用するテニスコートでありながら、所管によって修繕費の規模に多額の違いがあります。画面戻してください。柏市公共施設等総合管理計画第2期では、柏ビレジ近隣センターのテニスコートは第3期においてスポーツ施設として転用していく方針が示されています。そうであるならば、将来的にスポーツ施設として位置づけるテニスコートを現在のように近隣センターの修繕費の中でその都度応急的に対応していくことが適切なのか、改めて検討すべきではないでしょうか。そこで、伺います。柏ビレジ近隣センターのテニスコートについて、今回破損が再発した原因を市はどのように捉えているのでしょうか。また、部分的な補修を繰り返しても再び破損が生じている現状を踏まえ、今後も同じ対応を続けるのか、それとも抜本的な修繕や整備の必要性を検討するのか、市の考えを伺います。あわせて、将来的にスポーツ施設として転用していく方針であるならば、現在の所管や修繕費予算の在り方についても見直す必要があるのではないか、市の見解を伺います。

次に、項目3、柏ビレジ近隣公園、柏ビレジ水辺公園に寄贈されたベンチについてです。資料8の掲示をお願いします。先日、柏ビレジ水辺公園を現地確認したところ、公園内に木製のベンチが設置されていました。こちらのベンチは、柏ビレジ水辺公園に10基、柏ビレジ近隣公園にはオレンジベンチとして2基、合計12基設置されています。柏ビレジ40周年アニバーサリーと書かれたプレートが貼られていましたので、自治会に経緯を伺いました。自治会としては、令和4年4月、柏ビレジ自治会40周年を記念して木製のベンチ12基を市へ寄贈する意向で市とやり取りを行っていたと伺いました。しかし、実際の手続としては、自治会が市に対して設置許可を申請し、設置後の維持管理や点検も自治会が行う扱いになっています。つまり自治会としては地域のため、市民のためにベンチを寄贈するつもりで進めたにもかかわらず、結果としては自治会が設置工事を行い、その後も自治会が維持管理や点検を行うベンチという位置づけになっているということです。ベンチは、設置費用も合わせて約80万円とのことでした。また、具体的な設置場所については、当時の市の担当者と協議の上、選定したものと伺っています。画面戻してください。柏ビレジ地区の都市再生整備計画では、緑豊かな自然環境を生かした快適な空間の創出が掲げられており、柏ビレジ水辺公園と柏ビレジ近隣公園の利便性向上も位置づけられています。そのような公園に自治会が地域の40周年を記念して、地域のために約80万円を負担し、ベンチを設置した。これは、本来市としてありがたい地域貢献であり、公園の魅力向上に資するものとして受け止めるべきではないでしょうか。地域が公園をよくしようとして寄贈したにもかかわらず、その後の管理責任まで自治会が負い続ける形になるのであれば、今後地域からの寄贈や協力を促す上でも課題があると考えます。そこで、伺います。令和4年4月に柏ビレジ自治会が市へ寄贈する意向で設置した木製ベンチ12基について、どのような経緯で市の管理ではなく自治会による設置許可という扱いになったのでしょうか。また、公園に設置され、市民が利用しているベンチである以上、今後の維持管理や点検については市が責任を持って行うべきではないかと考えますが、本市の見解を伺います。以上、第1問といたします。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、都市部理事。

〔都市部理事 平久和則君登壇〕

○都市部理事（平久和則君） 私からは、柏ビレジ地域の将来像についてお答えいたします。柏ビレジ地域は、水辺公園や近隣公園のほか、街区公園が設置され、それらをつなぐ緑道によ

り良好な水辺と緑の空間が形成されております。また、住宅地においても、れんがやアイビーによる景観統一が図られ、良好な住環境が維持されている地域でございます。一方で、議員御指摘のとおり、柏ビレジ地域は宅地開発から40年以上が経過しており、今後より高齢化が進むことが想定されることから、空き地、空き家が増加することが懸念されているところでございます。市といたしましても、このような将来の状況に備え、新たな子育て世代等の若い世代が入ることで円滑な世代交代がされることが重要であると認識しております。そこで、市では地域の皆様が主体となって行うまちづくりの活動を支援することを目的に、令和4年3月に柏ビレジ地区都市再生整備計画を策定し、定期的に自治会の皆様と意見交換や協議を行いながら、柏ビレジ水辺公園、柏ビレジ第五公園を中心とした各種施策について取り組んでいるところでございます。具体的取組内容につきましては、ハード面としては公園内に生い茂っている樹木の剪定、伐採による景観の向上や遊歩道の整備、柏ビレジ調整池においては井戸水の循環による水質の改善やビオトープ木道への柵の設置による安全対策の実施、またソフト的な取組といたしましては、公園内でのイベントの開催や移動スーパーの運行を実施してまいりました。これらの公園や生活の利便性向上についてつながる取組により、住環境の改善や地域のにぎわい創出に努めてきたところでございます。これらの取組の評価につきましては、都市再生整備計画における事後評価を行った上でホームページにて公開する予定となっております。また、今年度が計画の最終年度となっており、今年度末に事後評価を行う予定であることから、現時点においては取組についての評価をお示しすることができませんが、これまで行ってきた各取組に対し、地域の皆様から聞こえてくる声としては、以前よりも公園がよくなったと一定の評価をいただいているところでございます。最後に、柏ビレジ地域の将来のビジョンにつきましては、今後も定期的に自治会の皆様と意見交換や協議を行いながら、水辺公園等の既存の地域資源を活用したまちづくりを支援していくことで現在住まわれている方もこれから新しく住まわれる方も誰もが住み心地がよいと感じられる持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 永塚洋一君登壇〕

○市民生活部長（永塚洋一君） 私からは、柏ビレジ近隣センターに関する御質問についてお答えをいたします。近隣センターの在り方につきましては、御承知のように公共施設等総合管理計画2期計画におきまして1コミュニティに1つ維持することとしておりますので、柏ビレジ近隣センターが位置します田中地域のコミュニティエリアにつきましては田中近隣センター及び北部近隣センターの3館がございますので、柏ビレジ近隣センターは田中近隣センターに集約する方向で計画しているところでございます。なお、同計画では近隣センターの更新時期の目安として築60年としておりますので、柏ビレジ近隣センターは残存使用年数が10年以上あることから、今後の施設改修に当たりましては、施設や設備の現状を見定めながら、施設利用者へのサービスを維持できるよう、計画的に維持管理してまいりたいと考えております。次に、柏ビレジ近隣センターのテニスコートについてです。テニスコートは、利用率が高く、多くの市民の皆様が御利用をいただいているところですが、施設の劣化により度々修繕が必要になっている状況です。現在の修繕方法は、利用者の安全を第一に危険な箇所をその都度修繕する手法を取っているところですが、将来的にはスポーツ施設に転用する計画としておりますので、今後は長期的な視点に立って効果的、効率的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 都市部長。

〔都市部長 坂巻 豊君登壇〕

○都市部長（坂巻 豊君） 私からは、柏ビレジ近隣公園、柏ビレジ水辺公園等に設置されたベンチの維持管理についてお答えいたします。柏ビレジ近隣公園や柏ビレジ水辺公園などには、公園施設として市が設置し、管理しているベンチ15基のほか、地元自治会が設置し、管理しているベンチ12基が設置されております。これらの公園に地元自治会がベンチを設置することとなった経緯につきましては、自治会のまちづくり活動の一環として公園へのベンチ設置について市に相談があり、自治会と市で協議を行った結果、地域住民の健康増進やコミュニティ形成、さらには地域活性化を目的に自治会の取組としてベンチを設置することとなったものでございます。ベンチの設置に当たりましては、自治会から公園施設設置管理許可申請を提出いただき、市がこれを許可しております。この許可申請では、申請者である自治会がベンチを設置すること、設置後の維持管理は申請者が行うこととしており、当ベンチの所有も自治会であることから、その維持管理につきましても自治会において行っていていただいております。なお、今後につきましては、設置されたベンチについて、地元自治会の意向なども踏まえながら、維持管理の方法も含めまして当公園におけるベンチの在り方について検討していきたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第2問、若狭朋広さん。

○4番（若狭朋広君） 答弁ありがとうございました。まず、今の公園のベンチについて伺いたいんですが、維持管理は自治会で行っていくように、そういう扱いになったという、もう少し詳しく、なぜそのような扱いになったのか、何か事情があったんでしょうか。

○都市部長（坂巻 豊君） お答えいたします。ベンチ設置に当たりましては、地元の自治会さんのほうで設置をしたいという御相談をいただいたんですけれども、やはり公園のいろんな施設を造るに当たりましては、その周辺の方の御意向とかもありまして、全てが調整が整った段階で御相談いただいたということではなく自治会さんの意向としていただいたものでございます。ですので、そういった時点でございましたので、まずは自治会さんのほうでつけていただければなということで御相談させていただいたところ、御了解いただいたという経緯がございます。以上でございます。

○4番（若狭朋広君） 私もその自治会の方等からお話をお聞きしたら、やはり最初は40周年記念で寄贈するつもりでお話をしたと。自治会としても、寄贈して自治会が管理するとなれば仕事が増えるわけですね、管理、点検も行わなきゃいけないという。そういうつもりで寄贈しているということではないと私は伺っているんですけども、ほかの住民の方からのもしかしたら反対の意見があるかもしれないというのはどのような反対の意見だったという、そういったのは何か記録はございますか。

○都市部長（坂巻 豊君） お答えいたします。公園に何か物を、施設を整備するときに非常ににぎやかになるというところもあるかと思いますが、一方でそこで例えばごみを捨てられたりとか、そういったところでの懸念というのもやはり近隣の方は考えていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、そういったところで相反するというところもあるのかなと考えております。以上でございます。

○4番（若狭朋広君） であれば、私も水辺公園何度も行っているんですけど、特にごみとか

は捨てられていないし、人がたくさん来ているというのもないですし、とても今のベンチが景色に溶け込んでいて、皆さんすごく心地よく使っていると思いますので、地域を回っていて、トイレ設置になると反対の声がという方は何人かいらっしゃるんですね。ただ、ベンチに関してはそのような声は聞きませんでしたので、今後自治会と協議の上、市が管理する形になればいいなと思いますが、御検討いただけないでしょうか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。まずは自治会の方と会話をさせていただくことが大事かと思っておりますので、そういった形で進めていきたいと思っております。以上でございます。

○4番（若狭朋広君） ありがとうございます。

では次に、テニスコートの件で伺います。このテニスコートですけども、1問目でお話しましたが、実態としてはスポーツ施設として利用されていて、修繕費に大きな差が生まれていますよね。これ管理するのはスポーツ課のほうでスポーツ施設として維持管理していくというふうに御検討いただけないかなと思うんですが、この点についていかがでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。将来的にはスポーツ施設に移管していく計画ですので、その時点ではいわゆるスポーツ課が所管すべきだと思っております。現時点で市民生活部ではスポーツ課と地域コミュニティ課、私両方所管しておりますけれども、例えば専門業者にテニスコートの修繕を依頼した場合、費用等については差異がございますので、スポーツ課がやったから効率的になるかということ、決してそうではないというふうに今のところ考えております。以上です。

○4番（若狭朋広君） そのように連携いただくのであれば委託業者については問題ないというのは理解しましたが、先ほどの表を見ていただくと分かるように予算が全然違うじゃないですか。もし今年度中にまた破損が起きたら、もうそれ以降テニスコート使えませんよ、今年度いっぱいということになりかねない。そういった対応でまた待たせてしまうということがあります。同じ市民生活部の中でのお話であれば、予算措置とかも、その辺も臨機応変にできるような気もしますが、この点いかがでしょう。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。スポーツ課の予算を地域コミュニティ課にというふうなことはありませんが、地域コミュニティ課が持っている予算の中で効率的に対応させていただきます。以上です。

○4番（若狭朋広君） であれば、今後修繕が発生した場合はしっかりとした修繕を行っていくというふうに捉えたいと思います。よろしくお願いします。

次に、都市再生整備計画について確認、伺います。柏ビレジ地区では公共施設を活用した柏ビレジの魅力向上というのが掲げられていますよね。ここで言う公共施設ですけども、柏ビレジ近隣センター、これは地域活動を支える公共施設の一つとして位置づけているという、こういう認識で間違いないでしょうか。

○都市部理事（平久和則君） お答えさせていただきます。こちらで定めている公共施設については、公園であるとか緑道であるとかということを想定しております。以上です。

○4番（若狭朋広君） なるほど。そうすると、つまりこの計画では近隣センターは入っていないということなんですか、確認です。

○都市部理事（平久和則君） 近隣センターまでは計画の中で検討していないということになります。ただ、関連性があることなので、今後は情報共有しながら、お互いにできることがあ

るかどうかというのは検討していきたいと思っております。以上です。

○4番（若狭朋広君） この再生整備計画では、自治会がまちづくり活動の主体として活躍することが期待されるというふうにも記されていますよね。自治会が活動する拠点として近隣センターがほとんどなわけですよね。となると、やはりそういった意味でも地域団体の意見とか活動って再生整備計画にとっても重要であると考えていますけども、そういう理解で都市部のほうは間違いないですか。

○都市部理事（平久和則君） もともと地域の自治会のほうで作成されたグランドデザインがございまして、それを支援する目的で再生整備計画のほうをつくっております。その中で当然地域の自治会の方と協議等を重ねております。その中で私どものほうではちょっと近隣センターのところまでという声は聞こえてこなかったということでございます。以上です。

○4番（若狭朋広君） 分かりました、公園ですとかハードの面の整備だけではないと思うんですよね。地域活動で柏ビレジの魅力向上というのをうたっているわけですから、こういう地域活動、住民参加というところも含めて考えていただきたいなと思います。今年度が最終年度ですけども、次の時期、都市再生整備計画、この辺は柏ビレジ地域について検討とかはされているんでしょうか。

○都市部理事（平久和則君） 先ほどのソフト面のことですが、イベントや、あと移動スーパーの運行とかということでもソフト面でのことも実施はしております。あと、2期の話でございますが、これまで自治会と協議、調整の下、一応おおむね予定のあった取組については検討、実施をしてきたところでございます。今後もしできる支援はしていきますが、整備計画としては一旦事後評価を行わせていただいて、完了することを予定しております。ただし、自治会との協議の上で新たな取組等の検討がなされた場合については、次の計画も考えてまいりたいと思っております。以上です。

○4番（若狭朋広君） 分かりました。引き続き自治会と密になって協議を続けていただきたいと思います。

では、近隣センターについて伺います。柏ビレジ近隣センター、今私もお話ししたとおり、柏ビレジ地域の魅力向上というところは、この近隣センターでの活動というのも大変重要であると考えています。この柏ビレジ近隣センターですけども、前議会でも指摘したとおり、安全性の検査は専門的な調査やられていないということでした。現場では今立入禁止の措置を講じていますよね。その後、3月議会後に現在まで安全性についての調査等は実施されましたでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。議会後、通常ですと基本的には近隣センターの中で確認するんですけども、状況によっては地域コミュニティ課が現地に赴いたりしております。また、今回は私も改めて現地を把握させていただきました。以上です。

○4番（若狭朋広君） 現地に部長も行っていただいたということですね。率直に、例えば仮設トイレが7年以上続いていますよね、今回写真掲示しなかったのも、男性用のトイレは小便器が全部撤去、女性用トイレは便器2つのうち1つが使用できない。あと、多目的トイレは手洗い台が使用できない、男性用、女性用のトイレどちらも手洗い台、2つのうち1つが使用できないということです。特に車椅子で利用される方というのは、多目的トイレを使用した後、手を洗うために男性用トイレのほうにわざわざ移動してやらなければいけない状況で、地域回ってお話聞くと、やっぱりトイレの状況が使いにくい、もしくは汚れているということで、そ

れを理由にもう近隣センターには行かないという人もいました。これ7年以上ずっと続いているというところに対して、改めてどのように感じていらっしゃるのでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。施設を管理する上では最も大切なのは安全性でございまして、その次に衛生面とくると思います。そうしたときに、仮設トイレがここまで長くなっているというのは私としても好ましくないと思っています。ですので、今担当課のほうには排水管が何とかならないのか、もしくはならなければ別の形でトイレを敷地の中に設置できないかの2方向について検討するように指示をしているところでございます。以上です。

○4番（若狭朋広君） トイレのほう今検討いただいているということで、本当に喫緊の問題だと思っておりますので、進めていただきたいと思います。これトイレだけではないですよ。和室側のテラスではコンクリートの崩れとか、石積みの部分が崩れ落ちているという、実際に和室に入るとそれが視界に入ってくるわけなんですよ。そうした利用者にとって安心して利用できるという状況ではもうないと思うんですよ、気持ち的にも。あとは、和室の奥にある水道についても水が出ない状況が続いています。これは月2回活動している田中茶道サークルの方からお話聞いたんですけども、このサークルは月2回活動しているんですが、年に2回、花野井小の子供たちを招いて茶道を教える活動というのをやっているそうです。これも水道が使えないことで支障を来しているということです。この辺りもずっとこのままだよというふうなことを嘆いていました。さらに、前議会でも写真出しましたが、テニスコートの雨どいの部分ですよ、破損していて、屋根の裏側に穴が開いていて、補修しに来た業者さんがアスベストが中にあるので、奥のほうに押し込んでおきますねって言っていたという。これ断定はできませんけども、アスベストの可能性があるということであれば、まずその辺りの調査も必要だし、テニスコートのすぐ近くですから、飛散防止を含めた適切な確認、対応というのが必要だと思います。さらに、図書室がクールシェアスポットになっていますよね、猛暑のときのための。ここのエアコンが効きが悪い、コツをつかまないと電源が入らないという状況だそうです。これを日々、動かない日は扇風機回しているんですよ。今年の夏もっと暑くなりますよね。扇風機でとてもクールシェアスポットになるとは言えないです。このように、やっぱり利用環境が非常に安全性も含めて数多くの問題が発生している。それが長年にわたって十分に改善されないままということですよ。これ利用者本当に不便、不安を抱えながら施設を使い続けているというのが実態です。ここに関しては、近隣センターは最も身近な公共施設で、このような状態が放置されているというのは本当に私も大変重く受け止めています。その辺り、今の状況を適切ではないと部長も思っているというふうなお話を伺いました。ぜひとも本当に急ぎで今後どうしていくのかというところを検討していただきたいと思います。廃止の方向性でございますけども、公共施設等管理計画では築年数で廃止、集約化するということを定めたっておりますけども、どうでしょう、今ここ地域の本当に交流の場として地域活動の拠点になっているここを、その評価というのはどういうふうにしたんでしょうか。健康づくり、生きがいくくり、また孤立防止ですとか、そこについてどういうふうの評価して判断したか、お聞かせいただけますか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。近隣センターは、地域の交流であったり、生きがいくくりであったり、健康づくりであったりということで大変重要な場であると認識しております。そうした中で、平成28年度に策定した最初の公共施設等総合管理計画におきまし

て、将来的な行財政運営を見据えたときに、このまま公共施設をそのままの総量で維持するということは難しいだろうということになり、近隣センターにおきましても様々な角度から検討した結果、1 コミュニティエリアに1 つは維持していこうと、複数あるところにつきましては、廃止と言うとちょっとあれなんですけれども、集約、複合化という形で持っていこうと。また、公共施設はほかにもありますので、ほかの公共施設も有効に活用しながら持っていければよろしいのかなというふうに考えております。以上です。

○4 番（若狭朋広君） 地域の方の意見とかはどのように地域コミュニティ課は聞いていますでしょうか、どのように把握されていますでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） 利用者の方からは常々管理人を通じてお話を聞いていますし、地域というと柏ビレジということでの御質問と理解しますと、柏ビレジ自治会からは、先ほど議員からも御紹介がありました老人会の新樹会から御要望は頂戴しているところです。以上です。

○4 番（若狭朋広君） その要望というのは、何か要望書が出されたということでしょうか。それもし出されているのであれば、いつ出たのかというのをお示しいただけますか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えします。新樹会からの御要望は、令和6年の6月でございます。以上です。

○4 番（若狭朋広君） それに対してどのように、いつ回答しましたでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。御要望を頂戴した時点では、担当課のほうではすぐに回答する必要がないと判断しておったんですが、その後回答をたしか求められた経緯があって、今年度に入りまして回答させていただいております。回答の内容については、総合管理計画の考え方ですとか、あと令和6年いただいた時点では第1期計画に基づく御要望でした。つまりすぐに一、二年で廃止になってしまうので、何とかしてほしいというような、たしかそういった書きっぷりでしたが、第2期計画においてはその後約10年延長しておりますので、そういった意味では新樹会様の当時のお気持ちとは少し若干違っているのではないかなというふうに感じております。また、当方としましても使用期間を一応延長させていただく計画を打ち出しましたので、そういった使用期間を見据えた修繕、維持管理をしていきたいと思っております。以上です。

○4 番（若狭朋広君） 私が新樹会の皆さんから話聞くと、全然気持ちは変わっていないですよ。この要望書、令和6年に要望しています。ちょっと読みますね、主要な部分。柏ビレジ近隣センターの問題は、私たち高齢者の団体である柏ビレジ新樹会にとっては組織的に極めて深刻な事態と捉えておりますと。すなわち、新樹会の活動の大半は当該近隣センターを利用しながらの活動であるからです。このことは、平成31年1月に柏市長に提出したパブリックコメントにも記載しています。新樹会の活動の大半は近隣センターで活動していると、田中近隣センターと統合となれば、交通手段としては自家用車か徒歩しかなく、しかも徒歩では30分以上の時間を要することから、我々の活動はほとんど全滅となると言っても過言ではありません。高齢者の健康寿命の延長と充実した高齢者の生活を根底から覆すことになり、まさに柏市の方針にある誰もが生き生きとした活力ある柏市の方針に逆行していますというふうに書いています。そして、これも書いています。例えば選挙の投票所、今柏ビレジ近隣センターは投票所になっていますよね。投票所の行動にも大きな制約条件になります。これもお話聞くと、集約化されると投票に行けない、もう行かないと言っています。これは、本当に大きな問題だと思います。

これに対して、2年前に出たこの要望書に対して回答を書面で出していただいていますよね。それが令和8年4月16日、つまりこの間ですよね。私が3月議会で質問した後に回答しています。2年間間があいたのはどうしてだったんでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。先ほどもお答えしたつもりだったんですけれども、担当課としては回答すべきものではないというふうに独自の判断をしていたということです。以上です。

○4番（若狭朋広君） 回答すべきものではないと思ったのはどうしてなのでしょう。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。すみません、その辺りについて担当部署と私も詳細詰めていませんので、ちょっとこの場で御答弁することができません。申し訳ありません。

○4番（若狭朋広君） 分かりました。後で詳しく教えてください。この公共施設等総合管理計画の第1期出たときにパブリックコメントございますよね。そこでも新樹会、同じような内容で要望出していますよ。柏市の老人クラブの中で今172人の会員を擁する柏市内で最大の会ですと、それで延べ年間で4,830名の利用をしていると、いろんな行事で。これは、本当に廃止はやめてほしいというような、そんな内容が書いています。そのときのパブリックコメント、同じく地域の地域活動のサポート、樹木の剪定ですとか、ごみ捨てですとか、そういったサポートをやっているNPO法人さん、ビレジサポートも同じように、こういう柏ビレジ近隣センターでの活動がそのままなくなってしまうので、廃止は考え直してほしいというパブリックコメントございます。そして、同じく柏市シニアクラブ連合会、これは柏市全体の高齢者の会ですよね。それが新樹会のために、新樹会が存続の危機になるので、近隣センター何とか考えてほしいというのが、これが第1期のパブリックコメントでした。そして、第2期のとき、パブリックコメント、令和7年、昨年3月7日やっていますよね。そこにはまた新樹会要望しています。同じような内容です。本当に我々の活動自体がそもそもできなくなってしまう。そして、同じく今度はビレジ自治会の会長からも、ビレジ自治会として近隣センターの存続を求めるコメントというのが入っています。これだけ来ていて、これただのパブリックコメントではないですよね、団体としてやっている。そして、近隣センターのあのぼろぼろの状況もずっと続いている。どうしてこうやって放置してしまうのかがよく分からないんですけども、ビレジ地域、ほかの近隣センターも私全部見て、ビレジだけおかしいですよね、明らかにそのまま放置されている。これ本当になぜ動かないのかがよく分からないんですけども、廃止である方針を出しているのであればそれはそれで、今修繕というのになぜ危険な状態を放置しているのか、理解に苦しみます。市民の方から、先ほど市民生活部長現地に行かれたって言いました。副市長もいたよというのを聞いたんですけども、副市長も現地に行かれたんでしょうか、これは事実でしょうか。

○副市長（染谷康則君） 私も他の公務がある際に近くを通ることがありましたので、現地のほうは確認をさせていただきました。以上です。

○4番（若狭朋広君） では、染谷副市長、その現地の状況を見てどのように感じましたでしょうか。そして、どうしたらいいかというのを何か感じたことをお話しいただけますか。

○副市長（染谷康則君） 現地を確認して、先ほど市民生活部長が御答弁させていただいた内容と私が現地で感じた内容というのは同じでございます。以上です。

○4番（若狭朋広君） そうすると、その修繕など、トイレの状況とか、あの辺りどのように

していけますでしょうか。

○副市長（染谷康則君） 先ほど市民生活部長がお答えさせていただいたように、時期、今回の計画で約10年先までは統合しないという計画の下で動いておりますので、その中で施設を維持するのに最も効率のいいもの、または使っていただいている方に安全に使っていただける状況でどこに手を加えるかというところを判断するということになると思います。以上です。

○4番（若狭朋広君） これは本当に皆さんにお話聞いて思うんですけど、この柏ビレジ近隣センターなくすということは、これ単純に建物1つを廃止するということではないですね。そこに通っていた人の外出の機会を奪い、交流の場を奪い、生きがいを奪って地域のつながりを弱くしていくということだというふうに感じました。田中近隣センターに集約するから、それでいいという一言ではこれ済まないですよ。実際に免許返納している人もいるし、歩いて30分以上かかる。もう行けないって言っています。柏ビレジ近隣センターは、地域の人たちが長年積み重ねてきた活動の拠点であります。しかも、市民が何度も声を上げて、パブリックコメントもそう、要望書も出して何とかというのを、その声にしっかり向き合ってほしいです。安全確認と必要な修繕、あと地域住民とまず存続に向けた協議を進めてほしいと思います。その点よろしくお願いします。いかがでしょう。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。総合管理計画について改めて地域の方と意見交換したことがございませんので、そういった機会を設けられればいいかなと思っています。以上です。

○議長（坂巻重男君） 以上で若狭朋広さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明12日、特に午前9時50分に繰り上げて開くことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時22分散会